

形骸に基づく法人格否認の法理における 形骸概念の再構成 (一)

—日仏法間の比較を中心として—

井

上

明

目次

第一　問題意識

序

形骸概念に対する通説的見解

形骸概念に対する諸批判

形骸概念に関する通説的見解および形骸批判説の、評価

以上の検討のまとめ

本稿の目的および方法

—以上「成城法学」第二十五号—

第二　比較対象の決定

序

形骸に基づく、金銭債務伸張型法人格否認の法理および金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理

の、適用事実関係の類似性および法律効果の本質的同一性

(一) 形骸に基づく、金銭債務伸張型法人格否認の法理の、諸事例

1、金銭債務が会社から背後者に伸張する場合

2、金銭債務が背後者から会社に伸張する場合

(1) 形骸に基づく、金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理の、諸事例

1、会社債権者の法人格否認により、背後者の、第三者異議の訴えにおける第三者性が否定される場合

2、背後者の債権者の法人格否認により、会社の第三者異議の訴えが棄却される場合

(三) 法人格の形骸化が認められず、法人格否認の法理により金銭債務の伸張がなされなかつた諸事例

(四) 適用事実関係の類似性および法律効果の本質的同一性

—以上「成城法学」本号—

第二 比較対象の決定

一 序

1 合理的形骸概念の構成の為には、適用事実関係および法律効果を本質的に同一とすると考えられる形骸事例群毎に形骸概念を構成し、かかる後にこれを統一する概念構成をはかるという方法をとるべきことは前述したところであるが⁽¹⁾、本稿ではこの見地から、とりあえず、形骸に基づく法人格否認の法理のうちもつとも事例が多くかつ重要と思われる、(1) 金銭債務伸張型法人格否認の法理および(2) 金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理をとりあげ、その法律要件としての形骸概念の再構成を試みる。

この法理は、会社Aの法人格の形骸化を要件として、会社Aと背後者（または他の関連会社）B間で、A・Bの法人格異別性（＝A、Bは別個の法主体であること）の否認という構成を媒介として、会社Aの金銭債務がBに伸張し、もしくはBの金銭債務が会社Aに伸張し（金銭債務伸張型法人格否認の法理）、または会社Aの債権者が会

社Aにたいする債務名義によりBの財産に金銭執行するのに対しBが第三者異議の訴えをおこした場合、この訴えを棄却し、もしくはBの債権者がBに対する債務名義により会社Aの財産に金銭執行するのに対して提起される、会社Aの第三者異議の訴えを棄却するもの（第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理）である。

この二つの型の法人格否認の法理を同時に取り上げる理由は、双方とも、イ、適用事実関係が類似し本質を同じくするものと捉え得ると推察され、かつ、ロ、法律効果も本質的に同じくすると考えられるからである。その詳細は後述二、の形骸事例の検討の過程で明らかにする。

2 もとより、このように事実関係の類似性および法律効果の本質的同一性の見地から上記二つの型の形骸に基づく法人格否認の法理を選択し、かつ、これらの法理における形骸概念の再構成の為に、既述のことく、フランス法との比較法的考察という方法を用いようとする場合、比較の対象として何を選んだらよいであろうか。

比較対象の決定方法として、機能を等しくするものを比較対象とすべし、というのが、ヨーロッパ比較法学の傾向であるが⁽³⁾⁽⁴⁾、このことは、本稿において形骸概念の再構成をはかるために日、仏法間の比較を行う場合であつても等しくあてはまるようと思われる。なぜならば、そもそも、形骸概念の再構成をはかるというのは、その担当している問題解決の役割、機能をより良く果し得る法人格否認の法理を用意するためなのであるから、そのための比較法も、比較対象の担当している役割、機能を離れてはあまり意味がないものと思われるからである。

ところで、機能的比較とは要するに、同じ問題ないし課題 (problème) を解決すべき機能、役割を有する諸法理・法規範 (ないし、さらに広く、諸社会統制手段) を全体として比較すべしとするものと思われる。そしてその基礎には、複数の国において、同じ問題を解決する役割を果している法理・法規範 (ないし社会統制手段) が併存しており、しかも、それぞれが、終極的には同じ結果になる場合でさえ、著しく異なる仕方で問題を解決しているという比較法の経験が存するときれる。⁽⁵⁾ 同じ課題を担つていながら解決の仕方の異なる複数の法理・法規範 (な

いし社会統制手段) を比較する」とが、成果が大きいといふわけである。比較の最終目標をより良く機能する法的手段(ないし社会統制手段)の発見、整備においては、この二つの異なる機能的比較をおこなつことは不可欠である。この方法を本稿に適用する場合、とりあえず、次のよろんなものになろう。即ち、前記二つの型の形骸に基づく法人格否認の法理が解決すべき役割を担う問題ないし課題(=この型の形骸事例に見られる具体的的事実ないし生活関係において法人格異別性を貫くことの不都合から、会社または背後者の債権者をいかにして保護するか)を、解決する役割を果していると考えられる我が法およびフランス法の諸法理・法規範(ないしそれに広く、諸社会統制手段)を全体として比較し、このなかで合理的形骸概念の再構成をはかつて行くことになる。

このような観点から比較の対象を決定するとすれば、おそらく、我法としては、上記法人格否認の法理の外、法人格の主觀的乱用に基づく法人格否認の法理、商法第一六六条、同第一六六条ノ三、有限会社法第三〇条ノ一、同三〇条ノ三、商法第二六五条、有限会社法第三〇条、商法第一九〇条、同第一九三条ノ五、有限会社法第四六条、民法第七〇九条、同第七一五条、債権者取消権、破産法および会社更生法上の否認権、その他が、また、フランス法としては、資産・債務の混同(*confusion des patrimoines*)および虚構会社(*société fictive*)に基づく和議破産の伸張、一九六七年和議破産法第一〇一条(現一九八五年企業更生・破産法第一八一条)、同第九九条(現一九八五年企業更生・破産法第一八〇条)、会社法第一四四、一四五、一五〇、五一一条(*responsabilité civile*)、同第一〇一条以下、第一四三条以下、第五〇条以下(*conventions avec la société*)、同第三回六、三三回〇条(*dividendes fictifs*)、民法第一三八二条以下(*délits et quasi-délits*)、同第一一六七条(*action paulienne*)、一九六七年和議・破産法第一九条以下(現一九八五年企業更生・破産法第一〇七条以下)、事实上の会社(*société de fait*)、共同運営(*exploitation en commun*)、名義貸し(*prête-nom*)、その他の、問題となる。そして、これらの諸法理・法規範のうち前述の二つの型の形骸に基づく法人格否認の法理と同じ機能を果してゐるのを明らかにした上で、それらを総合的

に比較するときに、我国およびフランスの偶然的諸要因から解放された合理的形骸概念が再構成されることが期待され得るものと思われる所以である。

ところで、複数の法理なしし法規範が機能を同じくする（＝担当課題 *problème* を同じくする）か否かを明らかにする為には、当該法理なしし法規範が、1、どのような具体的な生活関係に適用され、2、その生活関係をどのように具体的に規律しているか（＝具体的な適用対象とその具体的な規律内容）の検討が必要であろう。なぜならば、具体的な諸事例における、適用対象たる具体的な生活関係の具体的な規律一つ一つが当該法理なしし法規範の具体的な担当課題の具体的な解決例であり、これらの検討を通じてのみ当該法理なしし法規範の現実の機能（現実の担当課題とその解決）を明らかになし得ると考えられるからである。⁽⁹⁾（そして、当該法理なしし法規範の機能、担当課題と通常言われるものは、これらの具体的な担当課題とその具体的な規律・解決から本質的なものとして帰納、抽象されたものと解される。また、法理なしし法規範の担当課題とは、一定の生活関係における一定の需要をいかに充足するかであるから、担当課題を明らかにするには、当該法理なしし法規範がいかなる生活上の需要を充足しようとしているかを明らかにすることが必要であろう。）そこで、以下、上記の二つの型の形骸に基づく法人格否認の法理と同じ役割、機能を果していると考えられるものはなにかを明らかにすべく、我国およびフランスの諸法理、諸法規範を、その具体的な適用事実関係およびその具体的な規律（具体的な法律効果）に着目して検討することにする。

3 この作業を始めるにあたって、まず、二において、比較対象決定の基準となるべき、上記二つの型の形骸に基づく法人格否認の法理の諸事例を、その適用事実関係およびその具体的な規律（具体的な法律効果）に着目して検討して、上記二型の形骸に基づく法人格否認の法理が、イ、適用事実関係において酷似しかつ法律効果を本質的に同じくすること、したがって、ロ、上記1、の合理的な形骸概念構成の見地から同時に取り上げるべきであり、かつ、ハ、上記2、との関係で、共に機能を同じくするものとして比較対象決定の為の基準となること、を示したい。

(一) 抽稿「形態に基いて法人格否認の法理における形態概念の再構成(1) —日本間の比較を中心として—」成城法学第

11年第11回、111頁。

(2) 同上～川11頁。

(3) H.A. SCHWARZ-LIEBERMANN von WAHLENDORF.—DROIT COMPARÉ, «Théorie générale et Principes», Paris 1978, p.185～194, 206 etc., 第2 p.185～186, 190～191; Léontin-Jean CONSTANTINESCO.—TRAITÉ DE DROIT COMPARÉ, tome 2, «LA MÉTHODE COMPARATIVE», Paris 1974, p.88 (V. p.83～

86); K. ハヴァイケルト/H. ケッサ著、大木雅夫訳「比較法概論、原論上」四六～四七頁。

(4) 繙受比較法的方法……機能的比較に対し、大陸法およびアメリカ法の継受法國たる我国では、法継受に重きを置く比較法方法論もある。即ち、まず、法継受の過程を追求し継受の系譜を明らかにした後、一方、母法國における母法(制定法、判例、學說等)のその後の發展を明かにし、かかる後にこれを比較し、發展後の母法・継受法間に於いて、イ、法技術的にすぐれが優るか、或いは、ロ、相違の生じた原因はどのような政治的、社會的基盤に依存してくるか、を明かにすることが有益であると説かれる(吉永栄助「經濟法學の基礎理論(第一卷)」一四六～一四七頁、四二頁)。

継受法國たる我國の見地からは、この方法は非常に有益な比較法の方法といえようが、これが機能的比較法と互いに相排斥しあう關係にあるとはいえない。即ち、法継受成功の条件を探ると、法継受に関する因果關係ないし法則を明かにせねばならないが、より良く機能する法的統制手段の發見、整備とともに目的から見れば、この継受比較法という方法は、結局、機能的比較をするための効率的な一つの方法といふことになる。また、母法國・継受法國の關係に付だない複數国間の機能的比較法を排斥するのである。

(5) H.A. SCHWARZ-LIEBERMANN von WAHLENDORF, *op. et loc. cit.*; Léontin-Jean CONSTANTINESCO *op. et loc. cit.*; 前掲K. ハヴァイケルト/H. ケッサ著、大木訳、同所。

(6) Léontin-Jean CONSTANTINESCO, *op. cit.*, p.83～86; 前掲K. ハヴァイケルト/H. ケッサ著、大木訳、四六頁。

(7) (8) 適用法理・法規範の機能と認定事実……各事例において認定される諸事実中、当該適用法理・法規範の機能を明かにすれば上で重視すべきのは、各事例において要件に該当するか判断された具体的的事実關係であるといはん。

もあるまい。なぜならば、本文に記したように、具体的諸事例における要件該当事実（の組合わせ）の規制一つ一つが、当該適用法理・法規範の具体的担当課題（problème）の具体的な解決例であり、これらの解決例から本質的なものとして帰納・抽象化されて導きだされるものが、通常、当該適用法理・法規範の担当課題といわれるものと思われるからである。

次に、認定事実中、要件該当事実認定の為の間接事実にも着目すべきであろう。要件該当事実を明らかにする上で重要なだからである。

しかし、認定事実中、当該適用法理・法規範の要件と何等関係のないものは、原則として当該法理・法規範の機能を明らかにする上でその重要性は少いと思われる。特に、他の法理・法規範の要件に該当するとされるものは、そうである（例えば、形骸事例における認定事実で法人格乱用要件に該当するとされる事実等）。しかしながら、要件該当事実と明示されていない場合でも頻繁に当該法理・法規範の適用諸事例に現れる事実関係は、客観的にみてそのような事実を伴う生活が規制の対象となっていいるという意味で、なお、当該適用法理・法規範の機能を明らかにする上で無視できない事実なのではないかと思われる。

(9)(10) ただ、当該法理なし法規範の具体的適用生活関係およびその具体的規律の仕方を検討しても直ちにその機能ないし担当課題が明らかにならない場合もある。しかしその場合でも、少なくとも次のようにいうことは許されるものと思われる。即ち、

1、複数の法理なし法規範間で、それらの適用される具体的な生活関係に類似性が見られない場合には、それぞ異なる生活関係の需要を満たすためのものであり、その担当課題（機能）も異なると考えてよい。

2、複数の法理なし法規範間でそれらの適用される具体的な生活関係に類似性が見られ、かつ、規律の仕方（効果）も本質的に同一と考えられる場合は、それらの担当課題（機能）も同一と考えてよい。

3、複数の法理なし法規範間で、それらの適用される具体的な生活関係に類似性が見られるが、規律の仕方（効果）を本質的に同一のものと捉え得ない場合は、更に検討しなければ担当課題（機能）を同一とするか否かは決定できない。更に検討した結果、イ、これらの法理なし法規範が生活上の同じ需要を充足する為の別の解決を提供している場合は、同一の機能を有すると考えるべきであり、ロ、異なる需要を満たすための異なる解決を提供していると考えられる場合は、機能を異にすると考えてよい。

二 形骸に基づく、金銭債務伸張型法人格否認の法理および金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理の、適用事実関係の類似性および法律効果の本質的同一性

以下、形骸に基づく、金銭債務伸張型および金銭執行に際しての第三者異議の訴え棄却型の法人格否認の法理の重要な諸事例を、事実関係及び法律効果に着目して検討することにするが、この際、事実関係を以下の視点、即ち1、設立動機（または経緯）……（1）設立が税金対策、金融を受ける為等の、設立者一個人の利益のみの為になされている（＝個人的設立動機）か、（2）否か、等、

2、出資関係……（1）出資者が一人であり、もしくは実質的には一人の出資者が全額出資し葉人形社員を利用している（＝一人会社・実質的一人会社）か、または、（2）実質的にも複数者が出資している（＝実質的複数社員）か、

3、機関活動……（1）株主総会、取締役会等の機関が形式的なものにすぎず実質的に機能せず、背後者が、機関を通さず直接支配し又は代表機関等として意のままに支配している（＝機関不機能・直接または意のままの支配）か、または、（2）機関が実質的に機能しているか、

4、営業活動……（1）会社と背後者（または他の関連会社）間で、イ、従業員、営業所、電話等の、人的、物的施設の共通・混然、ロ、代表取締役、取締役等の指揮者の共通・混然、ハ、商号の類似、ニ、営業目的の類似、が見られる等、会社の営業活動・行為と背後者（または他の関連会社）の活動・行為とが明確に区別されず混然融合している（＝不区分営業活動）か、または、（2）独自の営業目的を有し、独立の人的・物的施設、指揮者、商号を用いる等、それぞれの活動・行為が明確に区別されている（＝分別営業活動）か、

5、財産管理……（1）会社と背後者（または関連会社）間で、イ、資産不区分充當、ロ、收支不区分会計⁽¹⁾、が見られる等、それぞれの財産が明確に区別されず管理されず一括・不区分的に管理されている（＝不区分財産管

(3) か、または、(2) それぞれの資産が明確にそれぞれの生活の為のみに充当され、それぞれの収支が明確に区別されて計算・把握(会計処理)されている(=分別財産管理)か。

6、その他

の六つの視点から整理し直して記述することにする。

(1)(2)(3) 資産不区分充当、収支不区分会計、不区分財産管理、資産の一方的移転(收奪)……ここでは、これらの用語を、とりあえず次のような意味で用いることにしたい。(但し、これらの用語はまだ充分なものではなく、将来、より明確かつ簡明化したいと思っている。)

1、資産不区分充当……会社Aと背後者(または他の関連会社)B間で、(a、一方の資産の、他方による使用・消費・取得、他方の債務の支払い充當、他方の債務のための担保化、b、他方の債務の為の手形振出、c、他方の生活のための債務負担等が、相互交錯的に行われる等)、双方の資産が双方の生活の為に、区別なく、一括・不区分的に充当されていること。

2、収支不区分会計……会社Aと背後者(または他の関連会社)B間で収支が明確に分別して計算・把握(会計処理)されていらず、一括・不区分的に計算・把握されているに過ぎないこと。

3、不区分財産管理……資産不区分充当と収支不区分会計を合わせた意味。

4、資産の一方的移転(收奪)……会社Aと背後者(または他の関連会社)B間での一方の資産の他方への移転(または他方による消費)で、自己の資産を他方に移転(または消費)される側の債権者を害する性質を有するもの(例:債務免脱目的の資産移転)。

(財産混同)の語は論者により種々の意味に用いられている。即ち、あるいは、a、「社員が会社に対する支配力を利用して、会社財産を剥奪すること」の意味用いられ(森本滋「いわゆる法人格否認の法理の再検討」(二)法学論叢八九巻四号五二~五三、五六頁、同(三)法学論叢八九巻五号七頁、同(四)法学論叢八九巻六号一〇九頁注(2)、拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成」(一)成城法学二五号一七頁注(7)参照)、あるいは、b、「財産の帰属自体が、簿記担当者にとってすら帳簿上明らかでない場合」の意味用いられ(江頭憲治郎「会社法人格否認の法理」三四〇~三四一頁)、あるいは、c、「株主が会社の営業をはなれ個人的目的のために会社財産を

使用しあるいは個人財産を隨時会社営業の目的のために使用する等、会社財産と株主財産の間に相互交錯的使用がなされること」の意味に用いられている（奥山恒雄「いわゆる法人格否認の法理と実際」一八七頁）。そこで、本稿ではこのような多義的用語を使用することを避けた。）

(二) 形骸に基づく、金銭債務伸張型法人格否認の法理の、諸事例

1、金銭債務が会社から背後者に伸張する場合

〔事例一〕（仙台地裁昭和四四年一二月二七日判決、タイムズ一四三号二二二三頁）

【事実】 一、1、（機関活動） 被告Y₁はY₂会社の代表取締役であった。

2、（営業活動） 訴外株式会社Y₃は、会社とはいっても本店は被告Y₁（個人）の自宅でありながらY₂会社なる看板も出していず、事務員としてはY₁の妻だけであって、本店所在地には法人としての企業活動を認めさせるような設備はほとんどなかつた。

二、木材販売を業とする株式会社であつた原告Xは、法人格否認の法理に基づき、木材の売掛代金につきY₁に請求した。

【判旨】 「……このように会社といつてもそれが形骸化して実質が全く個人企業で……、その代表者たる個人を信用して取引する場合はその取引の相手方は会社という法人格を否認しあたかも法人格がないと同様、その取引の責任を背後者たる個人に対しても求め得るものと解するを相当とする……」 したがつて、かりに、本件の木材の売契約の当事者がY₁個人ではなくてY₂会社であつたとしても、Y₁は本件木材の売掛残代金につき責任を免れない、とされた。

(1) 本件では、木材の売買契約の当事者はY₁個人と認定されたが、仮に木材の売買契約の当事者が会社Y₂であったとしても上記判旨のとおりY₁は責任を免れないとしたのである。そして、本件において、木材の売買契約の当事者をY₁個人と認定した根拠とされた事実関係は、以下のとおりである。1、原告XはY₂会社宛に受領書を発行したことは認められるが、これはXにおいてY₁の側の事務処理上必要あるものとして特にY₁からそのような書類の発行をもとめられたものであること。2、XはY₁を知るようになったのはXと從来から木材類の取引があつたN株式会社資材係の紹介によるものであつて、それまではXはY₁もY₂会社の存在も知らなかつたこと。3、XがY₁との間で木材類の取引を始めたのは、右紹介とY₁がN株式会社H作業所工長Y₃(=高橋正一)なる名刺をさし出したうえ「自宅を建てるから木材を売つて欲しい。」旨述べたため、XにおいてY₁が信用ある会社の工長であるからY₁も信用できる人物であると信じた結果であること。4、したがつて、以上の事実からすれば、Xが「Y₂社(=高正建設株式会社)殿」なる領収書を発行したこととは、「Y₂会社」とY₁(=高橋正一)殿なる趣旨のものであること。

考 察

1、形骸要件該当事実……判旨から、本事例においては、形骸該当事性判断の基礎として、認定事実中特定の事実が特に指示されている訳ではない。したがつて、認定事実の全部が形骸該当事性判断の基礎とされているものと、思われ、特に事実1、2、が形骸判定の基礎として捉えられていると思われる。即ち、「Y₂会社はその活動、行為が背後者Y₁の個人的生活上の活動、行為と、共通の場所で、共通の人的組織により、混然となされている、会社であった事実」が、形骸要件に該当するとされたものと解される。

2、判旨から「代表者たる個人を信用して取引する」ことが法人格否認の要件の一つとされていると読めなくはない。しかし、その場合も、これが形骸要件の構成要素とは捉えられていないものと思われる。なぜならば、判旨は認定事実としては事実1、1、2、だけを前提して「このように会社といつても、それが形骸化し……」としているように読め、形骸該当事実としては事実1、1、2、しか考えられていないと解されるからである。した

がつて、本事例では、法人格否認の要件としては、「形骸プラス背後者個人を信用して取引したこと」とされないと解される余地がある。

3、本事例では、「仮に契約当事者がY₁個人でなくY₂会社であったとしても……」としているところから、本事例における形骸該当性の判断は、仮定的事実（または仮定的法的判断）に基づく判断として、obiter dictumと解すべきでないかとの疑問が生じる。しかし、本事例では、形骸該当事実とされてくるものは、仮定的事実ではなくて現実に存在した事実（事実1、1、2）である。したがつて、本事例の形骸該当性の判断は ratio decidendiとして尊重されるべきものである。

【事例1】（仙台地裁昭和四五年三月二六日判決、時報五八八号三八頁）

【事実】 1、1、（出資関係） Y₂会社（仙台工作株式会社）は、昭和三一年三月資本金五〇万円でK鉄工株式会社として設立され、昭和三七年及び三八年の二回の増資により資本金を四一〇万円に増額し、昭和三九年六月商号をY₂会社と改めた会社で、株式は設立当初から昭和三九年五月までは殆んどK（個人）とその一族で所有していたが、同月二一八日、全株式をY₁株式会社（川岸工業）で取得した。

2、（機関活動） Y₁はY₂の人事、給与労務対策、具体的生産目標、経営政策等を直接決定し、Y₂に指示しており、Y₂の経営は全てY₁の現実的統一的指示によつてなされていた。

3、（営業活動） イ、Y₁の役員構成は、昭和三八年一二月以降は、Y₁の取締役や従業員及びY₁の他の子会社の従業員等が、Y₂の代表取締役、取締役、工場長、工場次長、経理課長、工作課長等を兼務した。

ロ、Y₁仙台営業所は、鉄骨工事の受注活動を主としていたが、陣容がそろつていなかつたので、工事の受注単価の積算その他の事務の補助は、從来からY₂の従業員によりなされていた。

ハ、Y₂の本店は昭和三三年三月Y₁仙台営業所と同一地に移転された。

ニ、Y₂は昭和三三年三月頃からY₁の仙台工場の施設全部の貸与を受け、Y₁の専属的下請会社として、Y₁の現物供給する鋼材に賃加工をくわえることを業としていた。

4、(財産管理) イ、Y₂がY₁の一人会社となつた際、Y₂の従来有していた工場用敷地や建物全部が代物弁済としてY₁に所有権移転し、Y₂の有する不動産は全く無くなってしまった。

ロ、Y₁はY₂に昭和三三年三月頃から工場施設を貸与し、Y₂はY₁の受注する鉄骨工事等の専統的下請会社となり、Y₁から現物給与を受けた鋼材に賃加工を加えることを業としていたが、Y₁のY₂に対する利益収奪の状況は、Y₂に対する全投融資額（土地、工場、短期貸付金、資本金等）に対する利回り率は二九・六九ペーセントであった。（八幡製鉄その他の主要鉄鋼会社の子会社に対する投融資額の利回り率は、最高のものでも一一・四ペーセント、平均では七・六三ペーセントであったのに対しても）

5、(その他) Y₁にはY₂同様工場施設を貸与して下請させる子会社がY₂も含めて、時期により異なるが、四から一〇社ほど存した。

二、Y₂が解散し、解雇された原告（Y₂の従業員）等は、Y₂に対する既存の賃金債権につき、法人格否認の法理に基づき、Y₁に請求した。

【判旨】判旨は、親会社の株主は二重、三重の有限責任を享受し、これは衡平上、有限責任の享受しすぎであるから、親子会社の場合は、形骸要件に関して、個人株主により構成される株式会社よりは会社の形骸性を問題としなくともよいという理由づけにより、大前提として次のように述べる。すなはち、

「要件：1、イ 親会社が子会社の業務財産を一般的に株主権を行使して支配し得るに足る子会社の株式を所有し、かつ、

口 親会社が子会社を、企業活動の面において現実的統一的に管理支配しており、

2、子会社の債権者が自ら任意的積極的に子会社との取引を選択したものでなく、消極的に因果の関係で債権者となつた受動的債権者⁽¹⁾である場合は、

効果……親会社は子会社の債務関係を常に重層的に引き受けている法律関係にある」

と。

そして、本件のY₂との雇用関係における債権者は、使用者の一方的意思によって支配された従属労働関係にあり（＝一方的に決めた就業規則により継続的に労働条件の全てを拘束され）、したがつて、受動的債権者であり、したがつて、Y₁は賃金の支払い債務を負担する、とされた。

（1）（2） 本判決において、大前提中の受動債権者の概念と、要件該当の判断における受動的債権者の概念が一致しないとの指摘がなされている。（龍田節「法人格否認の法理の最近の展開」商事法務五三四号一〇頁）

考 察

1、形骸要件該当事実……判旨によれば、形骸要件1、イ、ロ、に該当する事実として、事実一、1、2、が捉えられているものと思われる。即ち、「親会社Y₁の一人会社である子会社Y₂において、機関が機能せず、親会社の直接支配が行われているという事実（生活関係）」に着目して、これが形骸に該当する事実とされている。即ち、本事例ではこのような生活を律する為に形骸に基づく法人格否認の法理が用いられているのである。

2、しかし、この法理の機能を明らかにするための事実関係としては、事実一、3、も考慮すべきであろう。なぜならば、共通の指揮者、共通の営業所、共通の従業員による不区分営業活動は、しばしば形骸事例において認定される事実関係であるから、客観的にみれば、このような要素を含む生活が律せられていると考えられる余地があ

るからである。

3、事実一、4、イ、ロ、は資産不区分充當の一側面と捉えず、資産の一方的移転（収奪）と捉えるべきである。なぜならば、資産の逆の流れ（＝親会社Y₁の資産の子会社Y₂のための充當）が認定されていないからである。（これに関して事実一、3、ニ、のY₁の工場の施設のY₂への貸与が問題となるが、これは一、4、ロ、の事実から、高額の賃料で貸与されたものと見るべきであるから、資産不区分充當の一面としての親会社資産の子会社のための充當と捉えることは、困難である。）

しかし、判旨の定立した形骸要件は子会社資産の一方的移転（収奪）に着目しているとは思われず、したがって、形骸要件該当性の判断において上記一、4、イ、ロ、の事実は考慮されてはいない、と思われる。したがって、この事実は、本事例において形骸に基づく法人格否認の法理がその規律を担う生活関係の要素と捉えるべきではなかろう。

【事例三】（松山地裁宇和島支部昭和四七年三月七日判決、タイムズ二七八号二〇七頁）

【事実】一、1、（出資関係）訴外Y₂会社は、砂およびバラスの採取ならびにこれら土木建築資材の販売を事業目的とし、昭和四三年七月有限会社として設立され、社員は被告Y₁（個人）およびその妻子（＝妻、長男、三男、四男）の五名であったが、Y₁は総出資口数の八割を有し、かつ他の社員の出資額についてもほとんど全部Y₁が払込をなしたものであった。

2、（機関活動）役員構成は、代表取締役にY₁が就任し、取締役に長男、三男、監査役に妻および四男が就任したが、会社Y₂の経営上の実権はY₁一人に委ねられており、また社員総会が現実に開催されたことも、社員間で会社経営につき相談がなされたこともなかった。

3、(営業活動) イ、本件消費貸借締結當時、Y₂会社は事務所は存したが、トラック二台、シャベル一台のほかは見るべき資産もなく、事務員は現地雇い入れの二名だけであり、諸設備は極めて小規模であり、

ロ、原告Xとしても借主がY₂であるのかY₁個人であるのか明確に区別していなかった。

4、(その他)

Y₂はさしたる営業実績もあげないまま銀行停止処分を受け倒産した。

二、原告Xは訴外Y₂会社との間の消費貸借契約に基づく金銭債権につき、法人格否認の法理に基づきY₁に訴求した。

【判旨】 判旨は大略次のように判示した。即ち、

1、人格が形骸にすぎないとは会社が即個人であつて、その実質が完全に個人企業である場合である。会社が完全に実質的個人企業であるためには、イ、社員権ないし業務執行権をつうじての会社支配の要件のみならず、ロ、同時に会社と個人の業務あるいは財産の混同が反復継続して存在することが必要である。しかしながら、原告としては、被告個人が会社の背後にあつてこれを支配している事實を立証すれば、同族会社の場合通常会社が実質的個人企業であると推定される。

2、ところで、上記認定事實からすれば、Y₂会社は有限会社形態をとつてはいたが、持分を有する社員は全員Y₁の家族であるといふいわゆる法人成りした同族会社であつて、この家族社員は会社の事業運営およびその成果について直接的には何ら実質的な利害関係を有せず、経済的実質的にみてY₁個人がY₂会社の社員としての全持分を所有していると同様であり、Y₁はY₂会社の背後にあつて自己の意のままに支配することができる地位にあつた。よつてY₂会社は法人といつてもまったく形骸化していて、その実質は背後に存するY₁が単にY₂会社の名義を用いて個人事業を行つていたに外ならなかつたことが推認できる。したがつて、原告Xは、Y₂会社の法人格否認の効果として、本件消費貸借をY₂会社の背後にあるY₁の行為と認めてその責任を追求できる。

考 察

1、形骸要件該当事実……判旨から、「a、Y₂会社はY₁個人が実質的に全額出資して某人形を用いて設立した会社で、会社機関は機能せず代表取締役Y₁はY₂を自己の意のままに支配することができる地位にあった事実（事実一、1、2）と、そこから推定される、b、Y₂会社において業務あるいは財産の混同が反復継続して存在した事実」が形骸要件該当事実とされていると解される。

2、事実一、3、ロ、の事実は形骸要件該当性の判断において、法人格否認債権者の個性に着目していることを示すかのようでもある。しかしながら、判旨は、本事例において認定されている事実関係を、「Y₁はY₂会社の背後にあって自己の意のままに支配することができる地位にあった。」ことの基礎としか捉えていないようと思われる。したがって、事実一、3、ロ、は判旨において全く考慮されていないか、または考慮されているとしても意のままの支配可能性認定のための間接事実としてであろう。したがって、本事例において、形骸要件に関する法人格否認債権者の個性に着目されないと解すべきはあるまい。

また、事実一、3、イ、も同様に、判旨において全く考慮されていないか、または意のままの支配可能性認定のための間接事実として捉えられているにすぎないものと思われる。

【事例四】（東京高裁昭和四七年七月二七日判決、時報六七八号七五頁）

【事実】一、1、（設立経緯および営業活動）被控訴人X₁（個人）は、昭和三四年以前から株式会社大阪屋商店を主催して食糧品の販売業を営んでいたが、昭和三八年頃倒産し、その後間もなくX₁は有限会社大阪屋商店を設立し、株式会社大阪屋商店と同一の事務所で同一内容の営業を継続した。この代表取締役はX₁の懇請で名を貸しただけであって、会社経営の実権はX₁にあった。有限会社大阪屋も昭和四二年倒産した。

X₁は、その後ただちに昭和四一年九月X₂有限会社（有限会社祥高商店）を設立し、有限会社大阪屋商店と同一の営業所（後に営業所を移した）、同一の従業員でもって同一の営業を継続した。

2、（機関活動）代表取締役IはX₁に懇請されて名を貸したにすぎず、X₁は取締役にもなっていないが、X₂会社の取引は全てX₁が従業員を指図して、商品の仕入、売り捌き、帳簿の記入、現金の出納などの一切を行つた。また、X₂会社の印章は、X₁の指図で事務員が保管し、X₁の指図で約束手形の振出等について使用した。

3、（財産管理）イ、X₂会社の売上げ代金はX₁と取引のある信用金庫の当座に入金され、一部はX₁が現金で取得了した。

ロ、……4、ロ、の事実

4、（取引相手関係）イ、訴外Aの役員は、X₂会社の実質上の経営者はX₁でありX₁が主宰していることを知っていた。

ロ、訴外AはX₂会社との取引の支払を実質上確保するため、X₁所有の不動産を担保として提供させた。

二、訴外Aは、訴外X₂有限会社に対して、菓子類および食糧品の売掛代金債権を有していた。控訴人Yは、X₁の支払い請求に対しても、法人格否認の法理に基づき、このX₂に対する売掛代金債権によりX₁に対する債務を相殺した。⁽¹⁾

【判旨】「以上の各事実を総合すると、X₂会社は法人としての形骸を有するにすぎず、その実質はまさにX₁の個人企業に他ならないと認めざるを得ない。かかる場合には、X₂会社と取引をした相手方の訴外Aは、この取引について、これをX₂会社の背後にありその実体であるX₁個人の行為と認めて、X₁に対しその責任を追求し得ると解すべきである。」

このように判示した後、判旨は、控訴人Yが訴外AのX₂会社に対する債権をもってX₁のYに対する債権と相殺す

ることを、認め⁽²⁾た。

(1)(2) 控訴人Yは、AのX₂に対する売掛代金債権を譲受したものと思われる。

考 察

1、形骸要件該当事実……判旨は、「以上の各事実を総合すると……形骸を有するにすぎず……」としており、認定事実の全て、特に事実1、2、3、が形骸該当性判断の基礎と捉えられているものと解される。即ち、「a、X₂会社において代表取締役は名目である等、機関は機能せず、X₁の直接支配がみられ（事実1、2）、かつ、b、一方X₂会社の売上金の一部がX₁に取得され、他方X₁所有の不動産がX₂の債務の為の担保とされる等、X₁X₂の資産が一括・不区分的に双方の生活に充当されている事実（事実1、3、イ、ロ）」が、形骸該当事実とされたと解される。

2、事実1、3、イ、はX₂会社の財産のX₁の生活への充当を示すが、1、3、ロ、(=1、4、ロ)の事実は、X₂の不動産のX₂会社の債務のための担保化として、X₂の不動産のX₂会社の生活の為の充当を示すといえるから、本事例の財産管理は、資産不区分充当であり、資産の一方的移転（収奪）と捉えるべきでないであろう。

3、本事例において、事実1、4、イ、が形骸該当性の判断においてどのような意味をもつのか、判旨からは明かでない。しかし、判例および学説の流れからみて、法人格否認債権者のこの意味での個性を必要とする意味（そして本事例では、この個性がAからYに継承された）と解することは、困難と思われる。本事例では、この事実は、「機関不機能とX₂の直接支配の事実」（事実1、2）を補強するものと捉えられているものと思われる。

【事例五】（大阪地裁昭和五〇年三月一〇日判決、時報七八八号一〇〇頁）

【事実】 一、
1、（出資関係） Y₁会社は資本金を一〇〇万円とし、株主はY₁およびその親族、知人九名をもつて設立されたものだが、事實上の出資はほとんど全部Y₁がしている。

2、（営業関係） イ、Y₂は大阪府南河内郡美原町……を本店として登記がしてあるが、同所には会社本店の実体はない。

ロ、大阪府東区南久太郎町……Tビルの一室には、Y₂会社の標示がなされ、昭和四九年一月までは四名程の従業員をもつて営業活動がなされていた。

二、Y₁は大阪府東区南久太郎町……Tビル所在のY₂会社の代表取締役名義で手形を振出した。

【判旨】 「右各事実によると、Y₂会社はその登記がなされているとはいえ、右は本店所在地にみられるよう当初から実体に副うものでなく、また……もともと同社は資本金を一〇〇万円とし、株主は被告Y₁およびその親族、知人九名をもつて設立されたとするもので、事實上の出資はほとんど全部Y₁がしている事實を認めることができるるのであって、これら各事実からすると、被告（Y₁）の前記南久太郎町での営業活動は同社（Y₂）の標示のある事務所でなされた事実のいかんにかかわらず、その実体は被告Y₁個人の営業活動にほかならないものと認めることができる。」

以上のとおりであるとすれば、同所における営業活動に関し同社Y₂はその存在を否認されるべきであり、したがって本件手形の振出については被告Y₁個人においてその責任を負うべきものといわねばならない。」

考 察

1、形骸要件該当事実……判旨からは、事実一、1、および2、イ、即ち、「a、Y₂会社は背後者Y₁が実質的に全額出資し、裏人形を用いて設立した、Y₁の実質的一人会社であり、かつ、b、会社本店の登記が実体を伴わないという事実（生活関係）」が形骸要件に該当するとされていいるものと解される。

〔事例六〕（東京地裁昭和五〇年七月二四日判決、時報八一〇号六〇頁）

【事実】 1、1、（出資関係⁽¹⁾） 被告Y₂（福入商社）は、登記簿上昭和三八年九月に設立され、発行済株式数二万株（一株五〇〇円）、営業目的は不動産の売買および仲介、不動産の建売、分譲、賃貸、賃金業およびプラント輸出業等と記載されており、

被告Y₃（福入商事）は登記簿上昭和三五年三月設立され、発行済み株式数一〇〇〇株（一株五〇〇円）、営業目的は不動産の売買と斡旋及びこれに付帯する業務と記載され、

被告Y₄（福入）は登記簿上昭和四二年一月設立され、発行済み株式数一〇〇〇株（一株五〇〇円）、営業目的は不動産の売買および仲介、不動産分譲、タイプ印刷、クリーニング等と記載されていた。

2、（機関活動） イ、被告Y₂～Y₄、なかでもY₂とY₃は代表取締役の被告Y₁（個人）が事実上ひとりで全てを取仕切り、他の役員たる家族は形式的に名をならべてているだけであった。

ロ、……、3、イ、ロ、但し書

3、（営業活動） イ、Y₂とY₃は事実一、1、記載の営業目的を有していた。またY₂とY₃はともに不動産の売買とこれに関連する賃貸借、金融を行なうにとどまり、その他の営業目的を実施したことではない。但しY₄は、Y₁とならんで代表取締役であつた長男が一時、建売住宅の分譲を若干行つたことがあつた。

Y₂、役員はY₂、Y₃、Y₄とも共通で、Y₁が代表取締役をし、他はY₁の家族が占めていた。但し、Y₁だけは、Y₁の外その長男が代表取締役であった。

ハ、原告とY₂、Y₃との交渉は、代表者のY₁がY₂の事務所で行つたのであり、Y₁はY₂、Y₃を区別することなく混然とした取扱いをしていたため、原告は相手方がY₁、Y₂、Y₃のいずれなのか判然としないことが多かった。

ニ、Y₂、Y₃、Y₄は一、1、に記したごとく、類似商号を用いている。

4、(財産管理) イ、Y₃の所有する土地、建物はY₁の個人的使用および次男の住居に供されていた。
ロ、……事実一、3、ハ、

5、(その他) 被告各会社は今や全て登記簿上の所在地に存在せず、いずれも肩書き送達場所に移転したかの如くであるが、それも格別事務所らしきものすらなく、現在においては営業活動をしているのかどうかも明らかでない。

二、被告Y₂は貸金残金一七〇万円につき昭和四一年七月と昭和四二年三月の二度にわたり準消費貸借に更めた債務を負担し、被告Y₃は右債務を重畳的に引き受けた。原告は法人格否認の法理に基づき、Y₁に対しても請求した。

【判旨】 1、「右認定の如く被告Y₂、被告Y₃は区別するのに紛わしい類似の商号をもち、同一営業目的で実際に同一営業を行い、家族だけの役員といながらも、それは形式を整えたに過ぎず、実質はY₁ひとりが支配している個人営業であつて、会社とはまったく名のみであり、Y₁個人と右各被告会社間およびその相互の間においても所有不動産の交錯した利用関係に見られる財産関係の混同、右各被告会社間の混然と運営等右諸事実を総合すると原告の本件貸金につき、かかる事実関係のもとにおいては、被告Y₂および被告Y₃は、法人の形態をとるとはいえる、その実体は何もなく形骸と化し、被告Y₁において法人制度を乱用しているものというべきである。従つて、右被告二会社の行為は実質的には被告Y₁のそれと同視すべきであるといわなければならぬ。」

2、「しかし、他方被告Y₄については……右と同様のことが認められる部分があるものの、単に長男をも代表取締役に加えたというだけでなく、主として同人が僅かながらも分譲を行つたりしており、設立についても取引上の債務を回避するとか、あるいは財産の隠匿、出資等債権者を詐害するとかの点を窺うことはできないので、右認定の事実だけをもつて、その実質が被告Y₁ひとりに帰せられるべきものと断定するのは、いさざか困難である。」

判旨はこのように論じた後、Y₂、Y₃およびY₁は各自原告に対し支払い債務があるが、Y₄全は支払い債務がない旨判示した。

(1) 出資関係としては株式数、株金額以外は認定されていない。

考 察

1、形骸要件該当事実……判旨から、事実一、2、3、4、が形骸該当性判断の基礎として捉えられているようと思われる。即ち、「a、Y₂Y₃会社においてY₁の家族である役員は形式にすぎず機関として機能せず、代表取締役Y₁がすべてを取仕切り、b、Y₂Y₃の営業が類似営業目的、共通の指揮者、共通の営業所、類似商号をもつて混然と行われ、かつ、c、Y₃の不動産がY₁の個人的使用に供され、Y₂の不動産（事務所）が不区分的にY₃の使用にも供されるという具合に、Y₁Y₂Y₃の資産が一括不区分的に交錯充當されている事実」が、形骸に該当すると判断されたものと解される。

2、Y₄は、Y₁の外Y₁の長男が実際に代表取締役として経営に参加している（事実一、3、イ、ロ、但し書）。これが判旨2、においてY₄を形骸と判定しなかった重要な事実となっているものと思われる。

3、事実一、3、ハ、の後半部分（＝原告は相手方がY₁、Y₂、Y₃のいずれなのか判然としないことが多かつた事実）は、原告の個性に関する事実認定である。しかし、判旨における形骸該当性の判断において、事実一、3、ハ、

後半部分が直接的に考慮されているとは思われず、ただ不区分営業活動認定のための間接事実として捉えられるにすぎないものと思われる。したがって、本事例において、形骸要件に関して法人格否認債権者の個性に着目されているとはいえない。

4、本事例における資産管理は資産の一方的移転（収奪）と捉えずに資産不区分充當と捉えるべきであろう。即ち、事実一、4、イ、は Y_3 の不動産が Y_1 の個人的使用に充当されていたことを示すが、しかし、これは不動産の登記名義が変更されたという訳でもないし、また事実一、4、ロ、ハ、は Y_2 の事務所（＝不動産）が Y_3 の為にも混然と用いられていたことを示し、かつ判旨の「…… Y_1 個人と右各被告会社間およびその相互の間ににおいても所有不動産の交錯した利用関係に見られる財産関係の混同……」という記述等を考え合わせれば、事実一、4、イ、も資産の一方的移転（収奪）というよりはむしろ資産不区分充當の一側面と解され、判旨もそのように捉えているものと思われるからである。

〔事例七〕（東京高裁昭和五一年一月二八日判決、時報八一五号八三頁）

【事実】一、1、（設立動機および出資関係） Mが Y_1 （個人）に融資を与へ（かつMの知人S—昭和三年頃死亡—の生計を援助する）ことを目的として、昭和三〇年資本金五〇万円の株式会社 Y_2 が設立され、 Y_1 所有のビルにつき Y_1 、 Y_2 間で期間二〇年、全期間の賃料五五一万円強、全額前払とする賃貸借契約が結ばれた。この前払金は四〇万円は資本金五〇万円のうちから、残金はMよりの借入金より Y_1 に支払われた。 Y_1 はこれを自己の債務の支払にあててしまった。

昭和三七年一月、Xと Y_2 間に前記ビルにつき賃貸借契約が締結され（この際、 Y_1 のみが Y_2 の支配人という資格で交渉し、決定権が自己にあるとの態度をとった）、Xより Y_2 に六五〇万円の保証金が支払わたが、その後にM

はY₁を通してY₂より貸金の返済を受けた。

2、(機関活動) Y₂の取締役、監査役は名目上のもので、株主総会も株式会社の形式を整えるための形式的なものにすぎず(議事録が作成されている)、日常の事務処理は全てY₁が行っていた。

Mが貸付金の返還を受けたときまではY₁はMの意向を無視して事を処理することができなかつたが、Mは貸金の返還を受けてからは無関心となりまもなく昭和三七年一〇月死亡し、その後はY₁がY₂を経営、支配した。

3、(財産管理) イ、Y₁はY₂の唯一の収入であつたXより支払われた賃料をほとんどY₁またはY₁の支配する別会社のために取得しましたは消費した。

ロ、Y₁は昭和三九年、建物の明渡を受ける際にY₂からXに返還されるべき保証金の支払いにあてるためのものとして他から借り入れ、また自己の手持金を足して七三三万円強を準備し、それがY₂会社Y₁という名義で預金されその内六五〇万円は昭和三九年八月Y₂会社名義の定期預金として預けかえられたが、昭和四二年五月以降この金員は行方不明となり、Y₂はY₂会社Y₁名義の預金の残りとビル賃借権以外はほとんど無資産の状態であった。なお、この六五〇万円がY₂会社の帳簿に記入されたのは、昭和四〇年四月になつてからであった。

二、Xは建物をY₂に明渡のために提供し、Y₂に対して保証金の返還請求権を有するに至つた。Xは法人格否認の法理に基づき、Y₁に対しても請求した。

【判旨】「以上を総合すると、Y₂はY₁が費消したMからの前記貸付金の融通をうけるためと、Sに収入の途を与えるために設立されたものであるが、ビルの借手がなく、またその後Sが死亡した後は、Y₂は、法人としては、全く形骸を存するのみで、同会社が設立されずY₁本人が個人で本件建物の所有者として直接これをXに賃貸したとしても、結果においては全く異ならなかつたもので、Y₂会社は終始Y₁の利益のために利用され、事実上Y₁ひとりの支配下にあって、その実態はY₁の個人企業と異なる状態であり、XがY₂会社に交付した保証金も、Y₁が消費した

MのY₂会社に対する貸付金の返済にあてられたのであるから、Y₁がXに対する本件保証金の返還義務は無資産のY₂会社にあって自分にはないと主張することはY₂会社の法人格を乱用して自己の責任を免れようとするものとして許されないというべきである。

よつてXはY₁に対して本件保証金の返還を請求できると解すべきである。」

考 察

1、形骸要件該当事実……判旨から、認定事実の全てが形骸該当性判断の基礎とされているものと思われる。即ち、事実一、1、および3、からY₂会社は終始Y₁の利益のために利用された旨を、また事実一、2、からY₂会社は事実上Y₁一人の支配下にあつた旨を、それぞれ導きだし、そこから形骸性を肯定しているものと思われる。即ち、「a、会社Y₂の設立が、Y₁が融資を受けるためというY₁の一個人的動機で行われ、b、会社Y₂の収入がY₁により取得消費され、Y₁の借入金、手持金がY₂の定期預金に入金され、その後行方不明となる、というようにY₁Y₂の資産が双方の生活に一括・不区分的に充当され、c、Y₂の機関は実質的に機能せず、Y₁が実質的には直接支配していたといふ事実」が、形骸要件に該当するとされているものと解される。

2、事実一、3、イ、はY₂の資産の一方的移転（収奪）と捉えられなくもないが、事実一、3、ロ、はY₁の手持金をY₂会社の定期預金とする等、Y₁の資産のY₂のための充当を示し、これらを総合して考えれば、本事例の財産管理は資産の一方的移転（収奪）ではなくて資産の不区分充当と解すべきであろう。

〔事例八〕（東京地裁昭和五一年五月二七日判決、タイムズ三四五号二九〇頁）

【事実】1、（機関活動）被告会社Y₂は機関は名目で、事実上は被告Y₁個人（代表取締役）によつて経営されて

いた。

2、(財産管理) イ、 Y_1 は Y_2 会社の外、訴外 Y_3 会社も設立し代表取締役となつていて、 Y_2 会社が金員を借り受けるに際し、 Y_2 会社名義の約束手形を振り出すことができない事情にあつたためこれに代えて Y_3 会社名義の約束手形を振り出す等、 Y_2 と Y_3 はあたかも Y_1 個人の会社として厳密な区別をしなかつた(なお商号は Y_2 は尚賢産業株式会社、 Y_3 は尚賢開発株式会社であつた)。

ロ、 Y_1 は Y_2 の唯一の資産たる工場用建物および敷地を昭和四九年九月売り渡したが、代金は帰属が明らかにされないまま、 Y_2 には何等の資産もなく、その営業も停止され、 Y_2 会社は特段に法律上の手続を経ないまま事実上消滅するに至つた。

【判旨】「右認定した事実および弁論の全趣旨に照らすと、被告会社 Y_2 は、その株式会社としての機関は機能しておらず、事實上被告 Y_1 個人によつて運営され、その資産も、株式会社としての責任の範囲を明確にするに足る程度に適正に維持管理されていたとは認められないものというべく、法人として最も重要な要素をなす機関および資産の点において法人としての資格を欠き、法人としての実体を有しないもので被告 Y_1 個人の企業と認めるのはかないものというべきである。」

従つて、被告会社 Y_2 名義で被告 Y_1 によつてなされた、原告との間の右金銭貸借上の債務については、被告会社 Y_2 のみならず被告 Y_1 にもその責任が及ぶものと考えられる。」

考 察

1、形骸要件該当事実……判旨より、認定事実の全てが形骸該当事性判断の基礎として捉えられているものと思われる。即ち、「a、 Y_2 会社の機関は名目で機能せず、代表取締役たる背後者 Y_1 一個人の意のままの支配が行われて

おり（事実1）、b、Y₂会社の借金債務の為にY₃会社が手形を振出して担保を供し、Y₂の不動産売り渡し代金が不明になる等、Y₁、Y₂、Y₃間でずさんな資産不区分充当がなされていること（事実2、イ、ロ、）」が形骸該当事実とされているものと解される。

2、事実2、ロ、はY₂の資産のY₁への一方的移転（収奪）のようでもあるが、事実2、イ、を加えて総合的に考えれば本事例における資産管理は資産の一方的移転（収奪）ではなくて資産不区分充当と解すべきことになろう。

【事例九】（東京高裁昭和五三年三月三日判決、金判五五〇号、二八八頁）

【事実】1、（出資関係および機関活動）Y₁（個人）はY₂会社の代表取締役であるが、Y₂は經營はすべてY₁が掌握している個人企業で、会社設立に際し株券の発行を行つたこともなく、会社役員も登記簿上の存在として名目的に存するにすぎない。

2、（営業活動）イ、Y₁はY₂の外にY₃会社を主宰し、Y₄会社の取締役を兼ねているが、

ロ、Y₁はその営業活動においてこれら諸会社と個人の行為との間に区別を明確にすることなくすべて一括してこれを掌握処理し（本件の電気工事請負契約も、名義はY₂名義を用いたが、実体はY₁の個人的企業としての不動産取引等のために行われたものである）、

ハ、Y₃会社は商号を転々と変え、本支店を変更等している。

3、（財産管理）イ、Y₁は、Y₂会社名義で購入した不動産を、内縁の妻やY₃会社の名義に所有権移転した後更に自己名義に移した。

ロ、……事実1、

ハ、……事実2、ロ、

4、(その他) Y_1 は、 Y_2 名義で行った不動産取引に失敗するや、 Y_2 を事実上閉鎖した上、他に相次いで株式会社を設立する等して、事務所も従業員も全く存在しない状態のままでこれを放置している。

【判旨】「してみれば、株式会社 Y_2 は被控訴人 Y_1 の個人会社であつて形骸にすぎず、 Y_2 と控訴人の間の本件各取引は、名義は Y_2 との間で行われたものではあっても、その実体は被控訴人 Y_1 の行為としてなされたものと認めるべきであるから、控訴人は、 Y_2 の法人格を否認し、右取引によって生じた Y_2 会社の債務（＝電気工事請負契約に基づく工事代金支払債務）につき、被控訴人 Y_1 にその責任を追求し得るものというべきである。」

考 察

1、形骸要件該当事実……判旨から、認定事実の全て、特に事実1、2、3、が形骸該当性判断の基礎として捉えられているものと思われる。即ち、「 Y_2 会社においては、a、株券の発行を行つたこともなく（したがつて、会社への出資はなく、 Y_1 の個人財産をそのまま用いて会社営業を行ない）、（事実1）、b、会社役員は名目的で機関は機能せず、代表取締役 Y_1 一人の意のままの支配が行われ（事実1）、c、 Y_2 会社と Y_1 個人の行為が明確に区別されず混然と行われ（事実2、イ、ロ）、かつ、d、 Y_2 会社購入の不動産が Y_1 会社等を通して Y_1 に移転し（事実3、イ）、他方 Y_1 個人の資産が Y_2 会社の営業に用いられ（事実3、ロ、（考査2、参照）、 Y_1 、 Y_2 間で相互交錯的に他方の生活の為の債務負担が行われている（3、ハ）という具合に、資産不区分充當が行われていた事実」が、形骸要件に該当するとされたものと解される。

2、事実3、イ、は Y_2 会社の資産の一方的移転（収奪）のようにも取れる。しかし、事実3、ロ、（＝事実1）では会社設立に際して株券の発行を行つたこともない旨認定されており、ここから会社のための出資は無く、会社の営業は Y_1 の個人資産を用いて行われていることが推察され、また、事実3、ハ、（＝事実2、ロ）からは、 Y_1 と

Y_2 , Y_3 間の相互交錯的債務負担（＝互いに他方の生活のために債務負担すること）が推察される。したがつて、総合的に考えれば、本事例における資産管理は、資産の一方的移転（収奪）ではなくて資産不区分充当と捉えるべきであろう。

【事例一〇】（東京高裁昭和五三年八月九日判決、金判五五九号三七頁）

【事実】 1、（出資関係） 有限会社 Y_2 は、昭和三一年四月に資本金額一〇〇万円で設立されたが、実質的には Y_1 の全額出資によるものである。

2、（機関活動） 役員としては Y_1 が代表取締役である外、息子 A と Y_1 の従業員であった B が取締役であったが、 B は昭和四七年、 A は昭和五二年辞任し、それ以後は Y_1 が唯一の役員であった。

社員総会は開かれたことはなく、おおむね Y_1 の独断専行により経営されていた。

3、（営業活動） Y_1 会社は、設立当初は東京都練馬区の Y_1 の住居を本店としていたが、その後東京都板橋区のわずか数坪の貸事務所を借りて移転し、従業員は三名であった。

4、（財産管理） Y_1 は Y_2 から月給二〇万円の支給を受けていたが、 Y_1 の生計には右の外 Y_2 会社の売上金等が使用され、 Y_2 の財産と Y_1 の財産とは必ずしも厳密に区別されていなかった。

5、（その他） Y_1 は昭和五二年一月家族とともに行方不明となつたが、 Y_2 の財産としては見るべきものは何も残っていない。

【判旨】 「以上認定したところに基づき考へるに、 Y_1 会社は、有限会社の形態をとつてはいるが、その法人格は全くの形態にすぎないので、その実体は背後に存在する Y_1 個人に外ならないのであるから、 Y_2 が控訴人との取引により負担するに至つた債務（＝金銭債務）については、 Y_1 もまたその支払義務を負うべきものである。」

考 察

1、形態要件該当事実……判旨から、認定事実の全てが形骸該当性の判断の基礎と捉えられているものと思われる。即ち、「Y₂会社が、a、実質的にはY₁の全額出資による、実質的一人会社であり（事実1）、b、機関が機能せず代表取締役Y₁の独断専行により経営がなされ（事実2）、c、わずか数坪の貸事務所で従業員三名という、小規模の人的、物的施設で営業され（事実3）、d、Y₁とY₂の双方の財産が厳密に区別されず、双方の生活の為に一括・不区分的に充当されていた（事実4）」、というような会社であった事実」が、形骸要件に該当するとされたものと解される。

2、事実4、のうちY₁の生計にY₂会社の売上金が使用されたことのみに着目すると、Y₂会社の資産のY₁への一方的移転（収奪）のようであるが、事実4、の後半部分の、Y₂の財産とY₁の財産とは必ずしも厳密に区別されていかつたとされていることを考えると、本事例における財産管理は資産の一方的移転（収奪）というよりは資産不区分充当と捉えられていると考えるべきであろう。

〔事例一二〕（名古屋地裁昭和五四年五月一四日判決、時報九四〇号八二頁）

【事実】一、1、（設立経緯および出資関係）イ、被告Y₁（富士工業株式会社）は、昭和一六年に設立された従業員一〇〇名の会社で、弱電関係の大手企業の下請けとしてプレス加工を主業としていたが、昭和四四年から厨房製品の製造に進出した。

ロ、その後、昭和四五年七月、厨房製品の販売を目的として、Y₂（株式会社フジロー）が設立されたが、Y₂はその総発行株式の九割をY₁に、その余をY₁の役員らに保有され、Y₁のいわゆる子会社として発足した。

2、（営業関係）イ、設立時から昭和五〇年七月までは、Y₁の代表取締役であるBがその代表取締役を兼ねてい

た。

口、昭和四七年一二月、Y₁から厨房部門を分離して、Y₂に移管したが、その際、Y₁の厨房部門の管理職、作業員をそのままY₂に移らせ、従来の場所でY₂の従業員としてY₁の設備を利用して生産を続けさせた。

ハ、事故当時、Y₂は川崎市内のY₁の工場跡に、わずか建坪六坪の本社社屋を有していましたが、そこでは一、二名の従業員が働いていたのみで、事業活動のうち厨房製品の生産はY₁の工場でその設備を借用し、また、その経理等の事務は相模原市内のY₁の本社社屋内で、その代表電話を共用して行っていた。また、Y₂の従業員は、Y₁の従業員と同一の制服を使用していたため、部外者はその胸の名札によらなければ、両社の従業員の区別をなし得なかつた。Y₂と外部との通信には、Y₁の事務用紙、封筒が使用されることもあつた。

3、(財産管理) ハ、本件事故後の昭和五〇年初頭ころ、Y₁の代表取締役BはY₂の取締役会で、Y₂の事業縮小を承認させ、Y₂の棚卸資産、機械設備、什器備品、売掛債権等を、Y₁に譲渡することを決定させた。この結果、Y₂の管理職、作業員約三〇名の半数がY₁に移転し、残る半数は退職した。右の機械設備等については、これをY₁に売却するとの譲渡契約書が作成されたが、この契約書は単に税務対策上形式的に作成されたにすぎなかつた。

口、……事實一、2、口、ハ、

二、訴外Aの従業員が、被告Y₂の従業員から指示を受けて、Y₂の営業所所在地であった神奈川県相模原市内から福井市内へ、Y₂製造にかかる家庭用流し台を加害車で運送する途中において事故が発生したが、Aは昭和五〇年二月に倒産した。

これらの事実から、Y₂は加害車について運行支配および運行利益を有し、Y₂は本件事故による損害を賠償する義務があるとされた。原告はY₁に対しても損害賠償を請求。

【判旨】「右に認定した事実によれば、事故当時、被告Y₂は、法形式上は被告Y₁とは別個独立の人格を有する会

社であつたけれども、その社会的実体は、単に被告Y₁の厨房の生産、販売を担当する一部門であつたと認めることができ、……被告Y₁もまた、加害車につき、運行支配および運行利益を有していたことになるので、同被告は、本件事故により原告らに生じた損害を賠償する義務がある。」

考 察

1、形骸要件該当事実……判旨から、認定事実の全てが形骸該当性判断の基礎と捉えられているものと思われる。即ち、「Y₂会社が、a、総発行株式の九割はY₁会社が、又その余はY₁会社の役員が保有するという、ほとんどY₁会社の実質的全額出資で設立された、Y₁の実質的一人会社に近い存在で（事実一、1、ロ）、b、その営業活動、行為が、共通の指揮者（代表取締役）、共通の物的施設（営業所、工場、施設、電話等）を通して、Y₁会社の営業活動と不区分混然と行われ（事実一、2）、c、Y₂の棚卸資産その他の資産がY₁に形式上譲渡の形で移転し（事実一、3、イ）、他方、Y₁の物的施設（営業所、工場、工場施設等）がY₂の使用に供される（事実一、3、ロ）といふ具合に、Y₁Y₂の資産がY₁Y₂双方の生活の為に一括・不区分的に充当されていた、という会社であつた事実」が、形骸要件に該当するとされたと解される。

2、事実一、1、ロ、は、意のままの会社支配の観点からは実質的一人全額出資・実質的一人会社とほぼ同様に捉えてよいものと思われる。

3、事実一、3、イ、のみに着目すると本事例の資産管理はY₂の資産のY₁への一方的移転（収奪）のようにも考えられるが、事実一、3、ロ、（＝事実一、2、ロ、ハ）のY₁の工場・設備のY₂による使用（＝Y₁の資産のY₂の生活のための充当）の事実と合わせ考えれば、本事例の資産管理はY₁Y₂双方の資産の双方の生活の為の不区分充当と捉えるべきであろう。

4、本事例は形骸事例と考へてよいものと思われる。学説上親会社の一部門にすぎない場合も形骸の一つと解されており、その影響を受けているものと思われるからである。（竹内昭夫「法人格の否認」注釈会社法(1)§五四、

一四九頁★18（ロ）参照）

〔事例一二〕（大阪高裁昭和五五年七月九日判決、タイムズ四二二六号一一六頁）

【事實】一、（出資關係）Y₂会社（ユニチカ興業株式会社）はY₁会社（ユニチカ株式会社）の全額出資により設立されたY₁会社の子会社であった。

二、Y₂会社の行つた土地付きマンション分譲における譲受人の一人のXは、Y₂会社が締結した、譲受人等共有のマンション敷地の一部に設けた駐車場の使用権分譲契約に関し、Y₁Y₂会社に対して不当利得返還請求を行つた。

【判旨】「Y₂会社がY₁会社の全額出資によつて設立された同社の子会社であることは当事者間に争いがないから、実質的に両者は同一性が最も強く法人格はなお別個のものではあるが法律的にも特段の事情のない限り第三者に対し同一の責任を負担すると解すべきである。ただし、このような全面所有子会社は実質的には親会社の完全な一部門にすぎないといえるのであって、いわゆる一人会社の場合と同様、実質的に両者の利害が一致し（最判昭和四五年八月二〇日民集一四巻九号一三〇五頁参照）、実質的な同一性の程度が高く法的にも完全な同一性に準じてこれを処理すべきだからである。

したがつて、Y₁はその全面所有子会社であるY₂会社と同一の責任を負うべきであるけれども、Y₂がXに対し本訴不当利得返還義務があると認められないことは前示の通りであるから、その親会社であるY₁はXに対し本訴訟不当利得返還の義務を負担するいわれはない。」

考 察

1、形骸要件当事実……本事例では他の事例に概ね見られる機関不機能と背後者の直接支配または機関としての意のままの支配、不区分営業活動、不区分財産管理等と捉え得る事実関係が全く認定されていらず、「Y₂会社がY₁会社の全額出資により設立されたY₁会社の一人子会社であった事実（事実一）」のみに着目して形骸に該当するところだと解され、この点注意すべきである。

2、本事例は形骸事例と明示されてはいないが、「親会社の完全な一部門にすぎない……」という表現は形骸事例であることを示すものと考えられる。（前掲竹内一四九頁★18（ロ）参照）

3、本事例における「本事例の（重要）事実関係（＝完全一人子会社）は形骸要件に該当する」という判断は、それのみを小前提として直ちに「Y₁に不当利得返還債務なし」の結論を導き出すことにはならぬのと、ratio decidendi 性について疑問が生じる。しかし、「Y₂に不当利得返還債務なし」との判断と合体して法（＝形骸に基づく法人格否認の法理）適用における小前提をなし、上記結論を導き出す前提を形成していると考えられ、また、この形骸該当性の判断は仮定的事実（hypothetical fact）に基づく誤りもない。したがつて、上記形骸該当性の判断は ratio decidendi と考えてよしと思われる。

〔事例一二〕（東京高裁昭和五五年八月二八日判決、タイムズ四二六号一〇七頁）

- 【事実】 1、（出資関係） Y₂会社は資本金一〇〇万円で昭和四九年六月一〇日、有限会社S興業所との商号で設立され、昭和五一年七月一日、商号を有限会社S瓦店と変更した。
2、（機関活動） Y₂会社はY₁ら夫婦とY₁の長男が形式上取締役となっているが、
3、（営業関係） 1、他に従業員はおらず、

口、……事実⁴、

4、(財産管理) Y_2 会社は土地建物等の不動産も有せず、その財産関係は Y_1 夫婦の財産と混同し、その内容は同一である。

【判旨】「前記……事実によれば、 Y_2 会社の法人格はまったく形骸にすぎず、 Y_1 らはいざれも同会社の背後にあらる害体たる個人にあたるとみとめるのが相当であるから、 Y_1 らはX(控訴人)が Y_2 会社に売り渡した瓦の販売代金につき、その支払いの責任があるものというべきである。」

考 察

1、形骸要件該当事実……判旨から、認定事実の全て、特に2、3、4、が形骸該当性判断の基礎と捉えられているものと思われる。即ち、「 Y_2 会社は、a、機関は夫婦と長男から成る形式的なもので機能せず、実質的には取締役 Y_1 夫婦の意のままの支配がなされ(事実2)、b、その営業活動は、 Y_1 夫婦の土地建物で、その財産をもつて、従業員を用いらず Y_1 夫婦のみにより行われる等、 Y_1 夫婦の個人生活と共通の人的、物的施設をもつて不区分混然と行われ(事実3、イ、ロ)、c、その財産は Y_1 夫婦の財産と混同し内容は同一であり、それが一括・不区分的に管理されている(事実4)」といふ、会社であつた事実」が、形骸要件に該当するとされているものと思われる。

2、本事例では、 Y_1 夫婦の意のままの支配が窺われるが、共同支配として相互チェックが予想される。にもかかわらず形骸に該当するとされたのは、不区分財産管理が認定されているからであろうか。(形骸該当性否定事例の「事例二六」、「事例一九」参照。ここでも共同経営は認定されているが、不区分財産管理は存在せず(または証拠無し)とされている。)

〔事例一四〕（名古屋地裁昭和五七年九月二〇日判決、タイムズ四八七号一一〇頁）

【事実】 一、
 1、（設立動機） Y_2 会社は Y_1 （個人）の個人企業を税金対策から法人化した有限会社であるが、
 2、（機関活動） Y_2 は実質的には代表取締役である Y_1 が動かし、取締役は妻、監査役は母で、その選任手続、社員総会等は履践されていない。

3、（営業活動） Y_2 の従業員はおらず、 Y_1 と妻が販売に従事し、 Y_1 方居宅を事務所とし、 Y_1 個人の架設電話を使用し、会社代表者印も Y_1 の実印を共通して使用して来た。

4、（財産管理） Y_2 会社の独自の見るべき資産の存在も窺うことができない。

二、原告は、被告 Y_2 会社との間の地区販売代理店契約に基づき Y_2 に対し支払った販売権利金三〇〇万円を、契約解除に基づき Y_2 に返還請求すると同時に、法人格否認の法理に基づき被告 Y_1 （個人）に対しても返還請求した。

【判旨】 「右事実に徴すると、被告 Y_2 会社の実体は全く被告 Y_1 の個人企業に外ならないものと目すべく、被告 Y_2 会社即被告 Y_1 、被告 Y_1 即被告 Y_2 会社であって、法人格は形ばかりのものとなつてゐることが認定でき、右認定を左右するに足る徵鴻は見出し難い。

従つてかような場合、取引の相手方たる原告は法人格否認の法理により、被告 Y_1 に対してもまた被告 Y_2 会社に対する同一の責任を追求することができる。」

考 察

1、形態要件該当事実……判旨より、認定事実の全てが形骸該当性の判断の基礎と捉えられていくものと思われる。即ち、「 Y_2 会社が、a、税金対策という Y_1 の個人的設立動機により設立され（事実一、1）、b、機関は機

能せず、代表取締役Y₁一人の意のままの支配が行われ（事実一、2）、c、Y₂の営業活動はY₁の個人生活上の活動と、共通の物的、人的施設（居宅、電話、実印、妻）をもって不区分混然と行われ（事実一、3）、d、Y₂会社には独自の見るべき資産はない（事実一、4）（したがって、Y₁の個人資産によりY₂会社の営業が行われ、Y₂の営業収益はY₁に自由に用いられる等、Y₁Y₂間で資産の不区分充当があると推認される）、というような会社であった事實」が、形骸に該当すると判断されていると解される。

2、Y₂会社には独自の見るべき資産もない（事実一、4）というのであるから、Y₁個人の資産を用いて会社営業活動がなされ、会社の営業収益は自由に個人生活に用いられているものと思われ、個人と会社間で資産が一括・不区分的に充当されていると推認される。

〔事例一五〕（東京地裁昭和五八年二月二八日判決、タイムズ四九八号一一六頁）

【事実】 1、（出資関係） 被告会社Y₂は、被告Y₁（個人）が実質上全額出資して設立した、資本金100万円の有限公司である。

2、（機関活動） Y₁は代表取締役であつたが、他の取締役は名義だけであり、監査役も本業の税理士業のかたわら時折Y₂の経理をみていたもので、Y₂の業務活動はY₁一人の手によるものであつた。

3、（営業活動） i、Y₂は登記簿上その所在地は東京都品川区……と定めたが、設立時からそこに事務所、営業所、店舗等を置いたことはなく、事務所は、当時のY₁の住居があつた東京都大田区山王一丁目……に置き、もつぱらそこで営業活動を行つてきた。

ii、Y₂の従業員もY₁の妹と娘の二人だけで、その二人も臨時に働いていたにすぎない。

4、（その他） 原告もY₂と本件建物建築工事請負契約を締結する際、会社の資力よりもむしろY₁の個人的信用力

を信頼して契約を締結した。

【判旨】「右事実によれば、Y₂会社は、形式的な法人格を有してはいても、その実体は、Y₁の個人的な信用力、手腕に負い、Y₁個人にはかならず、当初からその法人格は、形骸にしかすぎないものと推認されるのであって、Y₁も、Y₂と各自、本件請負契約から生じた債務（＝報酬支払い債務）を履行すべき義務があるといわなければならぬ。」

考 察

1、形骸要件該当事実……判旨から、認定事実の全て、特に1、～3、が形骸該当性判断の基礎とされているものと思われる。即ち、「Y₂会社が、a、Y₁個人が実質上全額出資して設立した実質的一人会社であり（事実1）、b、機関はほとんど機能せず、営業活動は代表取締役たるY₁の意のままの支配により行われ（事実2）、c、Y₂の営業活動はY₁の個人的家族生活上の活動と、共通の物的、人的施設（Y₁の住居、Y₁の妹、娘）を用いて混然不区分的に行われ（事実3、イ、ロ）、d、客観的にみて対外的信用の基礎がY₁の個人的信用力、手腕に負うような（事実4）、「会社であつた事実」が形骸要件に該当するとされたものと解される。

2、事実4では、原告の個性に関連する事実が認定されている。しかし、判旨は、この事実を、Y₂会社が客観的にみてY₁の個人的な信用力、手腕に負うような会社であるという客観的事実認定のための間接事実と捉えているものと思われる（判旨の記述「……その実体はY₁の個人的な信用力、手腕に負い、Y₁個人にはかならず、当初からその法人格は形骸にしかすぎない……」における「実体」とか「当初から」という表現に注意せよ）。したがって、法人格否認債権者の（現実に背後者個人の信用力を信頼したという）個性が形骸要件の一構成要素とされていると考えるべきではないであろう。

【事例一六】（神戸地裁昭和五八年一〇月四日判決、タイムズ五一五号一六七頁）

【事實】一、1、（出資關係）Y₁は自分および妻と弟を社員とし、資本金二〇〇万円の、ケミカルシユーズ資材の販売を目的とする有限会社Y₂会社（東資材）を設立したが（昭和四九年）、妻と弟は登記簿上の名目社員であり、出資は全てY₁が払込を行つた。

2、（機関活動）Y₂会社の役員は、Y₁が代表取締役である外、妻が取締役となつてゐるが、妻は登記簿のみの名目取締役であり、また社員総会が行われた証拠はなく、Y₂会社の經營上の実権はY₁が掌握し、ひとりで同社を切り廻していた。

3、（營業活動、資産管理）イ、Y₂会社はある程度の預金は有してゐたが（昭和五二年四月三〇日現在、合計で一五〇〇万円強）、有形財産は自動車一台と電話および机、椅子等の什器備品程度であったので、Y₂会社の運営は、Y₁個人の信用に依存せざるを得ない状態にあつた。

ロ、Y₂会社とY₁間の経理上の区別が不明確で、両者の業務または財産の混同が反復継続していたことを認める証拠はない。かえつて、Y₂会社には経理担当の女子事務員がいて記帳を行なつており、税金の申告についても、Y₁およびその妻とは別別に確定申告をしていた。

4、（その他）昭和五三年一月頃Y₂は事实上倒産し、私的整理を行いX（=Y₂の手形債権者）以外の者には弁済を約束したが、Xに対しては債権者集会の通知もせず、何等の弁済もしていない。

二、1、（出資關係）Y₁は昭和五二年四月頃、自分および妻外一名を社員とし、資本金二〇〇万円の、ケミカルシユーズ資材の仕入販売を目的とする有限会社Y₃（日吉商事）を設立したが、妻外一名は登記簿上の名目上の社員であり、出資はY₁が全額払い込んでいる。

2、(機関活動) 会社機関としてはY₁が代表取締役である外取締役が一名いることになっているが、この取締役は実質は従業員にすぎず、また社員総会が現実に開催されたこともなく、Y₃会社経営上の実権は全てY₁が掌握している。

3、(営業活動) Y₃会社はY₂会社の倒産までは、Y₂会社の本店と同じビル内に本店を置き、同じ部屋に事務所を置き、専従の従業員も一人いたが、Y₂会社の従業員も隨時Y₃会社の業務に従事しており、Y₂会社の自動車をY₃会社も使用し、

4、(財産管理) Y₂会社倒産後はY₃会社において、Y₂会社の従業員、事務所、什器備品および在庫品をそのまま引き継いでいる(もつとも、右資産の引き継ぎに際しては、Y₂会社の私的整理で評価された対価を支払い、これを同社の債権者に対する配当に当てたことになっているが、その額は明らかでなく、Xに対しては右整理の通知も行っていない)。

Y₃会社は、Y₂会社倒産後は、同社の取引先の一部をも引き継いで、Y₂会社と同じケミカルシユーズの資材をも扱って営業を継続している。

三、このような事実関係のもとで、Y₂会社が振り出した約束手形二通(手形金合計五〇〇万円)の所持人であったXは、法人格否認の法理に基づき、Y₁およびY₃会社に対し手形金の支払いを訴求した。判旨は次のように判示してXの請求を認めた。

【判旨】 1、「……法人格が形骸にすぎない場合とは、会社形態をとつてはいるものの、会社即個人であつて、その実質が完全に個人企業と認められる場合をいい、具体的には、会社の背後にある個人が会社を自己のままに道具として用いることができるような支配的な地位にあり、かつ、会社と個人の業務又は財産の混同が反復継続して存在したり、法の要求する会社の意思決定及び業務執行の方法が全く無視されているような場合をいうものと

解するのが相当であり、このことは、株式会社のみならず、有限会社においても、それが少人数の社員による小規模な企業を予定し、その組織、管理方法等は簡素で会社の自治に委ねられる部分も多いことが考慮されるべきであるが、基本的には同然である。」

2、「以上の事実関係によれば、Y₂会社は、有限会社形態をとっているものの、持分を有する社員は全部被告Y₁の親族であるいわゆる法人成りした同族会社であり、しかも、右親族社員らの持分は実質的には被告Y₁の所有に属するものであるから、Y₁は、実質的には、Y₂会社の全持分を所有し、同社を自己の意のままに支配することができる地位にあったものということができ、更に、Y₂が組織及び管理方法が簡素で会社の自治にゆだねられる部分が多い有限会社であるという点を考慮しても、なお法の要求する会社設立の手続及び会社意思決定の方式が屢々されていなかつたといわざるを得ないから、Y₂は法人とはいっても全く形骸化していく、その実質は背後にある被告Y₁がY₂の名義を用いて個人で事業を行っていたのにほかならないというべきである。

もつとも、Y₂とY₁の経理上の区別が不明確で、両者の業務又は財産の混同が反復継続して存在していたことを認めるに足りる証拠はなく、かえって、……Y₂には経理担当の女子事務員がいて記帳を行っており、税金の申告についても、被告Y₁……とは別個に確定申告していたことが認められる。しかし、経理上個人と会社が区別されていたとしても、法の要求する会社意思決定の方式が屢々されていないとすることは、とりもなおさず会社運営の成果である利益の処分を被告Y₁が自己の意のままに行っていたことに外ならないから、右の点は法人格否認の法理を適用する妨げとはならない。

従つて、Y₂が即被告Y₁であるという実態に即して、その法人格を否認し、Y₂の行為をもって被告Y₁の行為と認め、Y₂の負担している本件手形上の債務について、被告Y₁にもその支払い義務を認めるのが相当である。」

3、「以上に認定した事実関係によれば、被告Y₃は、Y₂および被告Y₁とは別人格の有限会社として設立登記がな

されているが、Y₂と同じように実質的には被告Y₁が全持分を所有して、同社を自己の意のままに支配しており、かつ、法の要求する会社設立の手続及び会社意思決定の方法は履践されていないから、全く形骸化した法人であつて、その実質は、Y₂の事業をも包括した被告Y₁の個人事業にほかなりないものというべきであり、更に、その設立時期の点から、被告Y₃は、Y₂の負担する債務を免れる目的で設立された会社であるとはいえないにしても、Y₂の倒産後、前記のように形骸にすぎない別個の法人格を利用して、一部債権者を除外した私的整理によりY₂の人的及生物的設備を承継するとともに、同社の取引先の一部をも引き継いで、同社と同様の営業を継続しているものであるから、被告Y₃による右のようなY₂の営業の承継は、Y₂の債務を免れる目的をも併有した会社制度の乱用であるといわざるを得ない。

従つて、被告Y₃に対しても、法人格否認の法理が適用され、同被告は、その法人格を否認する原告に対する関係では法人格の機能が停止し、自己がY₂と別人格であることを主張できず、その結果として、本件手形上の債務の支払義務を免れないものというべきである。」

考 察

1、形態要件該当事実……判旨から、事実一、1、2、および事実二、1、2、が、本事例において形骸要件とされる「イ、会社の背後にある個人が会社を自己の意のままに道具として用いることができるような支配的な地位にあり、かつロ、法の要求する会社の意思決定及び業務執行の方法が全く無視されていること」に該当する事実として捉えられているものと解される。即ち、「Y₂会社、Y₃会社が、いずれも、a、Y₁が実質的に全額出資し、妻等の名目社員を用いて設立したY₁の実質的一人会社であり（事実一、1、2、1）、b、役員は名目的なもので機関は機能せず、経営は代表取締役Y₁一人の意のままの支配によりなされている（事実一、2、1、2）、というような会社である事実」が形骸要件に該当するとされたと解される。

2、Y₂の債権者Xには私的整理の通知もせずにY₂の事務所、什器備品および在庫品をY₃が引継いた事実（事実一、四）は、資産のY₂からY₃への一方的移転（収奪）と解されるが、これは債務免脱目的の法人格の乱用に該当する事実と捉えられており、形骸の基礎とはされていない（判旨3）。

2、金銭債務が背後者から会社に伸張する場合

【事例一七】（大阪地裁昭和四七年一一月二八日判決、タイムズ二九八号四一二頁）

【事実】一、Y₁（個人）は本件事故当時本件加害車を所有し被告Tを雇用して個人で建築業をしていたものであるところ、本件事故は、被告TがY₁の仕事に従事中に発生した事故であった。

二、1、（設立経緯）本件事故発生後、被告Y₂株式会社が設立されたが、

2、（出資関係） 資本金は五〇〇万円（発行済株式数一万株）であり、

3、（機関活動・営業活動）被告Tは被告Y₂会社設立後は引き継ぎ被告Y₂会社で勤務し、

右Y₁が代表取締役となり、取締役はY₁の妻および妻の兄が就任しており、業務内容も同一であり、会社所在地もY₁方であった。（なお監査役にUが就任しているようであるが、UとY₁との関係は不明である。）

【判断】「右事実によれば、被告会社Y₂はその実態は依然Y₁のいわゆる個人会社と推認されるから、右Y₁の権利義務はそのまま被告Y₂会社に承継されたものというべきであり、従つて被告Y₂会社は原告に対し、被告Tの使用者として賠償責任を負うものと解すべきである。」

考 察

1、形骸要件該当事実……判旨より、認定事実の全てが形骸該当性判断の基礎と捉えられているものと思われる。そして、認定事実内容と判旨の「……その実体は依然……」という表現を総合すると、これらの事実は、「Y₂会社は、a、Y₁が従来の個人営業財産を出資して設立した、Y₁全額出資の実質的一人会社であり、b、妻等の名目機関は機能せず、従来通り代表取締役Y₁の意のままの支配による営業が行われ、c、その営業活動は従来通り、従来の従業員を用い、Y₁の自宅を営業所とし、Y₁の個人生活上の活動と不区分混然と行われている、という事実」を推認せしめる事実として捉えられているものと思われる。

〔事例一八〕（大阪高裁昭和五六年一月二七日判決、金判六三三三号三三〔頁〕）

【事實】 1、1、（設立動機） Y₂株式会社は元来飲食店業を目的とし昭和二七八年に設立され、商号は楽亭、代表取締役はY₁の妻A、取締役は家族B、監査役はY₁であった。その後休業、事業再開をくりかえした後、實際上登記簿上の存在にすぎなかったのを、昭和三八年、代表取締役にY₁、取締役にA及び娘婿のCが就任したものとして、商号を大通金属と改め、Cは大通金属名義で金属製品の製造、販売業を開始したが、昭和四一年倒産し資産もなく再び休業状態に陥っていた。

Y₁は自己所有の本件土地にマンションを設立する計画を立てたが、マンションの所有名義につき税金対策上の考慮等からY₂会社を利用することに決めた。

2、（出資関係） 資本金を昭和四一年五月三日八〇万円に、五月五日一〇〇万円に増額したが、増額資本の払込はすべてY₁が単独で行った。しかし税務対策上の考慮等から、Y₁自ら株式名義人とならず、大部分の名義人をC、娘Dとし、商号も現商号に変更した。

3、(機関活動) Y₁は、昭和四一年Y₂の代表取締役にY₁が、取締役にA、Cが、監査役にDがそれぞれ就任したものとした(Y₁はその際Cから取締役就任の承諾を得ていない)。本訴提起後Cが取締役を、Dが監査役をそれぞれ退任したうえ、Dが取締役に、Y₁の家族Eが監査役にそれぞれ就任したものとされたが、Cは取締役を退任したこととも知らない。

4、(営業活動) Y₁は昭和三五年から税理士業を行い、経理事務員としてFを雇用していたが、Y₂は目的事業のための従業員を雇用せず、その所有主義のマンションの賃料、共益費、水道料等の支払い催告、受領、管理等の事務の大部をY₁とその従業員たるFが行っている。

5、(財産管理) 1、Y₂会社は、昭和四一年五月G建設にマンション新築工事を請け負わせ、同年一二月マンションの完成、引渡を受け、所有権登記を経由したが、同日、Y₂はY₁がマンション建設のために負担した債務のためマンションに根抵当権を設定した。

Y₂はマンション請負代金支払いのため、マンションおよびY₁所有の本件土地を担保としてF信用組合から約一〇〇〇万円を借り受けた。

2、また、Y₁は昭和四五年Xに対し家屋建築工事を請負わせたが、代金支払いのためY₂振出しの手形を交付し(後に決済された)、同年五月Y₂と共同でこの住宅および敷地の譲渡契約を締結した。

ハ、Y₁は、Y₂がY₁所有の本件土地上にマンションを建築所有するに際して、賃借権の設定をしていない。

ニ、Y₁は昭和四六年頃からマンション改築費の資金調達のためと称してX又はその知人から手形の割引を受けたが、当初の手形振出人はY₂であったが、Y₂が銀行取引停止処分を受けてからは、Y₁振出の手形に書換え、Xから決済をせまられると、マンションを譲渡して代物弁済してもよい旨述べていた。

また、Y₁は昭和四七年五月頃、K相互銀行に対し、マンションを担保とする一億円の金融の申し込みをし、マン

ショーンの家賃と自己の税理士収入を返済財源に充てる旨申し出していた。

このような事情から、X等はY₁とY₂は同一体と考え、代物弁済契約の締結の交渉をしたこともあった。

ホ、Y₁は昭和四八年四月、本件土地をY₂に対し所有権移転登記を経由した。

二、かかる事実関係のもとに、XはY₁振出の手形につき、Y₁に対し手形金の支払を訴求すると同時に、Y₂会社に対する法人格否認の法理を根拠に手形金の支払いを訴求した。

【判旨】「右認定の事実によれば、Y₁のみが意のままにY₂を支配し、Y₁(個人)とY₂会社との財産の混同が行われるなど、Y₂は株式会社であるといつても全くの形骸にすぎず、実体はY₁の個人企業であり、しかも、Y₂の法人格がY₁のXに対する本件請求手形の手形金債務を免れるために乱用されているものと認めるのが相当であるから、Xは、いわゆる法人格否認の法理により、Y₂をY₁と法律上同一体のものとみて右手形金の請求をすることができるものというべきである。」

考 察

1、形骸要件該当事実……判旨より意のままの支配および財産混同の事実が強調されており、事実一、3、5、が形骸該当事実と捉えられていると思われる。即ち、「Y₂会社は、a、機関が名目で代表取締役Y₁の意のままの支配がなされており(事実一、3)、b、Y₁とY₂は相互的に他方の債務の担保として自己の財産を提供し(事実一、5、イ、ロ)、あるいは他方の債務を支払い(事実一、5、ロ)、Y₁名義の不動産をY₁、Y₂共同名義で譲渡契約し(事実一、5、ロ)、Y₁の土地が賃借権の設定もなくY₂の使用に供され(事実一、5、ハ)、Y₁はY₂の資産(マンショングおよび家賃収入)を自己の債務の弁済資金にあてると申し出る(事実一、5、ニ)等、Y₂の資産とY₁の資産は一括・不区分的に双方の生活に充当されていた、というような会社であった事実」が、形骸該当事実とされているものと思われる。

2、事実一、5、ホの事実はY₁からY₂への資産の一方的移転(収奪)と捉えられているようだが、これは、手形債

務免脱目的の法人格乱用の基礎として捉えられており、形骸該当性判断の基礎とは捉えられていないと思われる。

3、Y₂が税金対策というY₁の個人的動機により利用され(事実一、1)、Y₁一人の実質的全額出資と名目社員の利用により増資がなされた(事実一、2)、事実は、機関不機能とY₁の意のままの支配の認定を補強する間接事実として働いているものと思われる。

(二) 形骸に基づく、金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理、の諸事例

1、会社債権者の法人格否認により、背後者の、第三者異議の訴えにおける第三者性が否定される場合

「事例一九」(仙台地裁昭和四五年三月二六日決定、時報第五八八号五一頁)

【事実】 1、1、(出資関係) X₂(仙台工作株式会社)は昭和三十一年三月一日、資本金五〇万円で設立され、昭和三八年三月には四二〇万円に増資され、その株式は昭和三九年五月二七日まではK(個人)とその一族で所有されていたが、昭和三九年五月二八日、全株式をX₁(川岸工業株式会社)が取得した。その後昭和四二年七月二五日、X₂は累積赤字が一億数千万円となり営業継続が不可能になつたという理由で解散された。

2、(機関活動) X₂の営業は、人事給与、労働条件の決定、具体的な生産目標と経営政策の立案決定等、全てに渡り、X₁の具体的指示と決定によつてなされていた。

3、(営業活動) イ、昭和三八年一二月以降X₂の役員の一部がX₁の役員の一部を謙ねるようになった。しかし、

昭和四一年九月以降は謙任役員は存在しなくなった。

ロ、X₁の仙台営業所の業務に、従来からX₂の従業員が従事していた。

ハ、X₂はX₁の工場を借用し、X₁の受注する鉄骨工事につきX₂から鋼材の現物給与を受けながら、これに販加工を加える下請工事を専属になっていた。

4、(財産管理) X₂の工場用地その他の不動産は、X₂の一人会社になつた際に全て代物弁済としてX₂に所有権移転され、X₂は僅かの工作機械用具と事務用具を除いては全く不動産を持たぬ会社となつてしまつた。

一、X₂の解散によつて解雇されるに至つたX₂の従業員は、この解雇に伴つて生じたX₂に対する退職金等の債権を保全する為に、X₂に対する有体動産仮差押決定に基づきX₂所有の物件に仮差押執行をしたので、X₁は第三者異議の訴えを提起し、この本案判決に至るまで上記仮差押執行の取消を求めた。

【判旨】判旨は、衡平の見地から、有限責任の原則は債権者の利益を犠牲にした株主の有限責任の享受し過ぎ(=二重の有限責任)を肯定するものでなく、したがつて、親子会社の場合は、形骸要件に関して、個人株主によつて構成される株式会社よりは、会社自体の形骸性を問題としなくとも容易に法人格否認の法理を適用できるとして、大前提として次のような法人格否認の法理を定立する。

「要件……1、イ、親会社が子会社の業務を一般的に支配し得るに足る子会社の株式を所有し、ロ、親会社が子会社を企業活動の面において現実的統一的に管理支配しており、かつ、

2、子会社の債権者が、(任意に積極的に子会社を選択して、これに対し信用拡大を図つた能動的債権者(例えば商取引における債権者)ではなくて)、消極的な因果の関係で債権者となつた受動的債権者であるときは、効果……子会社債権者は親会社に対し法人格否認の法理の適用を主張することができ、その結果、子会社に対する債務名義は(その実体において)親会社に対するものと/or/が能够することになり、したがつて、親会社は民

事訴訟法五四九条に定める第三者異議請求権者としての第三者には該当しないことになる。」

そして本事例では、 X_1 は X_2 の全株式を所有し、それ以来 X_1 は X_2 を資本的にも企業活動の面からも現実的統一的に完全に支配し、その相互の企業関係は单一化しており、かつ、本事例の X_2 の債権者の債権は、使用者 X_1 により一方的に定められる就業規則により労働条件の全てを拘束される、 X_2 の一方的意思により支配された従属労働関係、から生じた債権であるから、受動的関係によつて生じた債権というべきであり、したがつて、上記大前提の要件に該当するとされ、その結果 X_1 は民事訴訟法五四九条に定める第三者異議請求権者としての第三者に該当せず、したがつて、仮差押執行取消の申立は理由がないとして却下された。

(1) 本事例では前記した「事例二」と異なり、 X_1 の X_2 に対する全投融资額に対する利回率は二九・六九ペーセントであった旨の事実認定はなされていないようである。

考 察

1、形骸要件該当事実……判旨より、本事例においては、「 X_2 会社が、a、その全株式を X_1 が有し（事実一、二）、かつ、b、その経営は、人事、給与、労働対策の決定、具体的な生産目標と経営政策の立案決定など全てが X_1 の具体的指示と決定によりなされていた（一、二）」、という会社であった事実」が、形骸に該当するものとされているものと解される。

2、事実一、3、からは不区分営業活動が、また事実一、4、からは資産の一方的移転（収奪）が窺えなくはないが、これらは形骸該当性判断の基礎として捉えられてはいない。

2、背後者の債権者の法人格否認により、会社の第三者異議の訴えが棄却される場合

〔事例二〇〕（大阪地裁昭和四九年一月一三日判決、時報七三五号九九頁）

【事實】一、
1、（設立動機）原告X₂会社はX₁（個人）の個人営業を税務対策から株式会社にかえた方がよいとの理由で設立したもので、照明電気器具の製造販売及び物品の運送取扱いを事業目的としており、営業の実態はX₁が個人で営業していた当時と変らず、当時のX₁個人の債権、債務を引き継いだ。

2、（出資関係）株式の過半数はX₁が保有する（発行済株式数は設立当時六〇〇株三〇万円、昭和四一年六月二〇〇〇株一〇〇万円となる。株主の持株数はX₁が過半数有する外不明）。

3、（機関活動）役員構成は、X₁が代表取締役である外、X₁の妹の夫及びX₁の弟が取締役、X₁の義父が監査役であり、取締役会は年に一回開く程度であり、株主総会は一度も開かれていず、経営はX₁が支配している。

4、（営業活動）X₁はX₂設立後も個人名義で運送業を営なんていが、X₂とX₁の営業所は区別されていない。

5、（財産管理）イ、X₁の個人営業とX₂の営業との収支を区別せず、

ロ、X₁は個人営業のために運転手として雇用していた従業員らの給与をX₂の従業員と共にX₂名義で支払ったり、又この支払い及びX₂購入の本件物件の購入代金の支払いはいずれも実質的にはX₁個人の営業から得た収益とX₂の営業から得られた収益とを合した分から支払われており、

ハ、又本件物件についてもX₁、X₂の区別なく双方の利用に供されていた。

二、被告ら（X₁の従業員）がX₁に対する判決の執行力ある正本に基づきX₂所有の本件物件に対してなした強制執行につき、X₂が第三者異議の訴えを起こして執行排除を求めた。（なお、本件物件はX₂がX₁名義で昭和四四年九月に買受けたものであった。）

【判旨】「右認定の事実によれば、原告X₂は、もとX₁の個人営業であつたものが法人成りしたものであるが、その実体は依然X₁の個人企業と変らず、その法人格は、本件物件を原告X₂会社名義で購入した時の前後を通じて形骸化しているというべきであり、従つて原告X₂の法人格は本件物件の購入との関係で否認さるべきものと解される。」
このように論じて、判旨はX₂の第三者異議の訴えを棄却した。

考 察

1、形骸要件該当事実……判旨より、認定事実の全てが形骸該当性判断の基礎として捉えられていると思われる。即ち、「X₂会社は、a、X₁の税金対策という一個人的設立動機から設立され（事実一、1）、b、株式の過半数はX₁所有で、その余の株式は帰属が不明であり、X₁の実質的一人会社と推認でき（事実一、2）、c、機関はほとんど機能せず、代表取締役X₁一人の支配により経営がなされ（事実一、3）、d、X₂の営業活動とX₁の個人営業活動が共通の営業所を用いて不区分混然となされ（事実一、4）、e、X₁とX₂の收支は区別されず一括計算・把握され（事実一、5、イ）、X₁とX₂の営業から生じた収益を合した分からX₁、X₂の従業員の給料やX₂購入物件（クーラー）の支払いがなされ、しかもX₁の給料債務はX₂名義で支払われ（事実一、5、ロ）、X₂購入物件（クーラー）もX₁、X₂の双方の営業の為に区別なく利用されていた（事実一、5、ハ）という具合に、X₁とX₂の財産が不区分財産管理されていた、というような会社であった事実」が、形骸要件該当事実とされたと解される。

(参考)

形骸事例のように見える法人格乱用事例

以下の事例は、一見形骸事例のようでもあるが、検討してみると法人格乱用事例であると思われる。参考のためにここに記すこととする。

〔事例二二〕（大阪地裁昭和四四年五月一四日判決、時報五九八号七七頁）

【事実】一、1、（出資関係）被告会社Y₂は昭和三三年五月資本金五〇万円、観光、不動産の所有管理その他付帯事業を目的に設立されたが、株主配当もせず、諸税金も払っていない。

2、（機関活動）Y₂会社の取締役は名義のみの存在であり、監査役のY₁が実質上Y₂会社の代表者として行為した。

3、（営業活動）Y₂会社の事務所はY₁の法律事務所の応接室と同居して形ばかりのものであり、Y₂の事務は、本件賃貸借契約書、敷金領収書、通知書の作成、月月の賃料、電気ガス等の付帯費用の徴収等すべて、Y₁ないしY₁の法律事務所の事務員がなした。

4、（財産管理）イ、本件賃貸借契約書には貸主としてY₂会社の名義を記載したが、建設協力金名義の金二〇〇万円、賃料等はY₁の計算に属した。
ロ、Y₂会社には見るべき資産はない。

二、原告XはY₂会社とビル地階に関する賃貸借契約と消費貸借契約の結合した無名契約（賃借人としては賃借目的物における営業等による利益を期待し、その反面として賃貸人に金員を貸与し、その弁済につき期限と分割の利益を与えたもの）を締結したが、当契約解除によりY₂は二〇〇万円の返還義務を負うことになった。

【判旨】1、「右認定事実によると、本件賃貸借契約は原告と法人格を有する被告会社との間で締結されたものであつて、被告会社の株式会社としての法的形態を全く軽視し去ることは許されないが、反面被告会社は見るべき資産も、さしたる営業の事実もなく、従つて納税の事実もないうえ、役員として名をつらねたのも單に名前を貸しているにすぎず、代表取締役は被告土田の実姉であつて、同社経営の任に当つている形跡は全く見受けられない状態であり、これらを総じて被告会社は株式会社としての実体を有しないものといふべきである。被告土田は被告会社の監査役であるが、実質上の代表者の地位にあつた

ものであり、日本鋼材株式会社、株式会社土田ビルディング、ならびに被告会社の各法人格をたくみに使い分けているが、その実質においてはいずれも被告土田個人の営業であり、殊に本件賃貸借関係にあっては賃貸借契約書上は貸主を被告会社としたが、その実質は契約の当事者として行動し、賃貸借契約上の利益も被告土田に帰属したものというべく、契約の相手方である原告としても、契約書上は貸主としては被告会社になつてはいることは知つてはいたが、これを単なる形式と受取り、実質上被告土田が貸主として責任を負担するものと考えていたものである。

2、してみると、賃貸借契約上の貸主としての被告会社の法的形態を軽視し去ることは許されないが、被告土田が被告会社の実質的代表者として支配的地位にあり、本件賃貸借契約について被告会社の事業および財産を個人のものの如く取扱い、被告会社と被告土田の業務とを混同して賃貸借契約上の利益にはあざかる一方義務を免れんとする限り、法律もまた契約の相手方の保護のため、被告会社と被告土田の人格の分離を拒絶し、被告土田に対し本件賃貸借上の債務ないし賃貸借終了に伴う諸債務を負担させる関係において又その関係においてのみ被告会社の法人格を否認し、その関係においては被告土田も貸主たる地位にあるものと解すべきである。（法人格なる制度が、社団または財團の法律関係を明確かつ単純化するために認められ、社会的に有用な機能を營み公共の利益に符合するための制度である以上、ある法律関係についてかかる制度の趣旨に反する法人人格の利用がなされる場合には、その法律関係については法人格がないものとして、背後にある実体を把握すべきこと当然であるからである。）（ところで右のとおり法人格否認の法理は、法的形態の背後にある実体を把握することによって契約の相手方の利益を保護するために認められた法理である。従つて被告土田に本件賃貸借関係上の債務を負担させる関係においてのみ被告会社の法人格は否認されるにすぎないものであり、法的形態を利用した被告会社としては、契約の相手方の犠牲において、法人格が否認されたことを利益に援用することは許されないものというべきである。してみると、本件賃貸借契約上の債務を負担すべきものとしての貸主としては被告土田および被告会社の両者であるというべきである。そして、その反面において、原告に未払の賃料等があつて原告に対しその請求をする場合のように正当な権利行使の場合には法的形態に即して被告会社が貸主たる地位にあると解すべきである。）

考 察

1、事実一、四、イ、を資産の一方的移転（収奪）と解すべきか又は資産不区分充當の一侧面と解すべきかであるが、本事例においてはこの事実と逆の資産の流れ、即ち、Yの資産のYの為の充當は認定されていない。したがつて、上記一、4、

イ、の事実は資産不区分充当の一面というよりはむしろ、資産の一方的移転（収奪）と捉えられていると解すべきであろう。

しかしながら、このように資産の一方的移転（収奪）と捉えられる一、4、イ、の事実は、法人格形骸化の判断の為の基礎事実とはされておらず、法人格乱用該当性判断の基礎事実とされているものと思われる。なぜならば、判旨2、の「してみると、……被告土田が被告会社の実質的代表者として支配的地位にあり、本件賃貸借契約について被告会社の事業および財産を個人のものの如く取り扱い、被告会社と被告土田の業務とを混同して賃貸借契約上の利益にはあざかる一方義務を免れんとする限り……」法人格否認が許される旨の記述から、判旨は法人格乱用の構成要素たるイ、支配とロ、違法、不当目的（ここでは債務免脱の目的）の法人格利用、から法人格否認を導きだしているよう読み、したがつて、上記一、4、イ、の事実は、債務免脱目的の法人格異別性利用として、法人格の乱用（の構成要素中の、違法、不当目的のための法人格利用）に該当するとされているものと思われるるのである。

判旨1、の「……被告会社は株式会社としての実体を有しないものというべきである。」とか、「……その実質においてはいずれも被告土田個人の営業であり……」という表現からは、判旨はY₂会社の法人格が形骸化しているとの判断をも示しているようでもある。しかし、判旨2、より、判旨1、は結局、法人格の主觀的乱用の要件たる、イ、支配、および、ロ、違法、不当目的の法人格利用、に該当する事実を述べているにすぎないと考えられ、したがつて、本事例は形骸事例ではなくて乱用事例と解すべきであろう。

【事例二二】（福岡高裁昭和四九年七月二二日判決、時報七六〇号九五頁）

【事実】 一、1、（出資関係） Y₂会社は資本金わずか五〇万円で設立されたが、その名義では融資を受けられなかつたため、代表取締役のY₁が個人所有名義の資産を担保にして融資を受け、それをY₁への貸金の形式で運営資金に充てていた。
2、（機関活動） Y₂会社の役員は代表取締役Y₁の外、取締役、監査役としてY₁の友人等が就任していたが、いずれも非常勤で営業に関与したことなく、Y₁が専権執行していた（Y₂が不渡手形を出し倒産する三ヶ月前後頃には、友人等は取締役を辞任している）。
3、（財産管理） イ、Y₁は学生用共同住宅三棟をY₂会社名義でHに請負わせ、この住宅をY₁個人の名義に所有権保存登記を経由した。この保存登記をなすにあたっては取締役会の承認を受けたことがなかった。
ロ、Y₂は昭和四五年倒産し見るべき資産もない。しかるにY₁には前記建物等の資産がある。

二、上記、一、3、イ、の請負代金をY₂が支払うことができないので、Y₁およびHの懇請によりXがY₂振出の手形を割引き現金をHに交付し手形の交付を受けた。Xは法人格否認の法理に基づき、Y₁に対してこの手形金を請求した。

【判旨】「右事実によるとY₁はX所持の手形三通が振出された当時ににおいては、実質的にY₁個人と同様の会社で、帳簿上の形式的な記載はつまびらかになし得ない状況にあるものの、事実上、Y₁の資産とY₂の資産が融資むけの状態で混同しており、かつまた、Y₁はY₂会社の名義を利用してその取得資産をY₁の個人名義としながら、債務の帰属のみはY₁とするなど、債権者を詐害する方法で会社法人格を乱用しているものと解せざるを得ない。

そうだとすると、Xは……前記共同住宅三棟を詐害行為ないしは通謀仮装のものとして取消し、または無効を主張し得るにとどまらず、Y₂の法人格そのものを否認し、Y₁の全財産から前記手形金債権の満足をうることができるものというべきである。」

考 察

1、本事例は判旨において、「一方「Y₁は……実質的にY₁個人と同様の会社で……」とされながら、他方「……会社法人格を乱用している……」ともされており、形骸事例か乱用事例かかならずしも明確でない事例である。しかし、事実関係と判旨を総合して考察するとき、乱用事例と解すべきものと思われる。即ち、本事例では、「a、Y₂会社の機関は機能せず代表取締役Y₁が専権執行しております（事実一、2）、かつ、b、Y₂会社は過小資本で設立され、会社運営はY₁の貸付け財産でまかなわれ（事実一、1）、Y₂の取得した資産はY₁の個人名義に移しながら債務のみはY₁に残す（事実一、3）」、という具合に、債権者を詐害する方法でY₂会社法人格を利用している事実」が、法人格乱用要件（II（1）支配、および（2）違法、不当目的の為の法人格利用）に該当するとされたものと解される。そのように解すべき理由は次の通りである。即ち、

i、判旨の「Y₁の資産とY₂の資産が融資向けの状態で混同している」という記述は、事実一、1、を指すものと解されるが、事実一、1、は形骸事例にしばしば認定される資産不区分充當と捉えることは困難であり、上記のごとく「過小資本アラス会社運営資金の貸付け」としか捉えることはできないこと、及び、この事実と事実一、3、を合した事実はまさに債権者詐害目的の法人格利用と解されることと、および、
ii、判旨の「……実質的にY₁個人と同様の会社」というのは、事実一、2、（＝Y₁の意のままの支配）を指していると解せられなくはない」と、の二点である。

(二) 法人格形骸化が認められず、法人格否認の法理により金銭債務の伸張がなされなかつた諸事例

〔事例一三〕（東京地裁昭和四六年四月一四日判決、時報六四一号七二一頁）

【事実】 一、 1、（出資関係） 被告Y₁（個人）は昭和三八年末友人のA、B、Cとともにそれぞれ四二五、〇〇〇円あて出資しあつて資本金一七〇万円の訴外Y₂株式会社を設立した。Y₂はその後昭和四一年Dが一七〇万円を出資してくれたので資本金を三四〇万円とし、レストランを経営した。

2、（機関活動） イ、被告Y₁はY₂会社の設立当初から代表取締役として会社の経営に当つた。また前記Aは常務取締役に、前記Dは専務取締役に就任し、また三和銀行から派遣されたEも取締役に加わつた。しかし、Aは週に二、三回位しか店に顔を見せなかつた。報酬としてY₁とAが一〇万円支給されることになつており、Y₁の妻Fも後に監査役となつた。

ロ、適式の招集通知による取締役会は開かれていないが、被告Y₁、C、Aはしばしば集まつて会社経営につき相談し、その他の取締役とも連絡をとつていていた。

3、（営業活動） Y₂のレストランは東京都港区……のビルの地階を賃借して経営されていた。また開店当時は、Y₂の従業員は約二〇名いた。

4、（財産管理） Y₂会社の経理事務は、当初専門の係員をおいて処理させていたが、会社経営が行きづまるところに前記Fが会計係をつとめその日の売上金をY₁宅に持ち帰つた。（これは閉店時間が夜おそく、金融機関がしまつてゐるためやむをえずしていしたもので、持ち帰つた金は翌日店の材料仕入や取引の決済等にあてられた）。会計帳簿も当初は複式簿記の方法により処理していたが、専門の係員がいなくなるとともに現金出納帳による記帳に代わつた。

(5、そして、以上の事実から、Y₂会社の財産と被告Y₁の個人財産を混同したということ)とを認めるに足りないと認定された。)

二、「原告は、未払賃金等について締結された準消費貸借に基づくY₂会社に対する債権について、法人格否認の法理に基づきY₁に対し請求した。」

【判旨】棄却。「右事実関係によれば、訴外会社Y₂の法人格が全くの形骸に過ぎないとか、またはそれが法律の適用を回避するために乱用されたとか断じ去ることは困難であり、結局訴外会社の法人格を無視し、訴外会社を実質的には被告個人の企業であるとみなすことはできない。」

(なお、本件では、商法二六六条の三及び民法七〇九条に基づく損害賠償責任もY₁につき否定された。)

考 察

1、判旨より、事実の全てが形骸該当性否定の基礎とされていると思われる。即ち、「Y₂会社が、a、実質的に複数の者が出資して設立した、実質的にも複数株主の存する会社であり(事実一、1)、b、適式の招集通知による取締役会は開かれなかつたけれども、株主かつ役員であったY₁、C、Aがしばしば集まつて会社経営につき相談し、その他の取締役とも連絡をとる、という具合に、実質的にみれば株主総会、取締役会が開かれ(事実一、2、3)、c、会社営業活動は独立の営業所、従業員をもつて、Y₁の個人生活とは明確に分別されて行われ(事実一、3)、d、会社の資産もY₁の資産とは分別計算、充当されていた(事実一、4)、というような会社であったこと」から、形骸要件に該当せずと判定されたと解される。

〔事例二四〕(東京地裁昭和四七年一月一七日判決、時報六七一号八四頁)

【事実】 1、(出資関係) 訴外Y₂会社は貿易等を主たる目的として、昭和四一年一月、資本金一〇〇万円、発行する株式数一〇〇〇株（一株五〇〇円）で設立された。

株主は被告Y₁が持株一〇〇株、訴外A、B、Cがそれぞれ四〇〇株、二〇〇株、一六〇株等などであった。

2、(機関活動) 役員はY₁が代表取締役であり、AとBが取締役、Cが監査役であった。しかし、Y₁以外の役員（Y₁の友人）は出社せず、会社の業務はY₁の外七人の従業員で運営され、Y₁が一人営業全般を切り廻していた。

3、(営業活動) Y₂会社の本店は銀座西八丁目Sビル一〇階に存し、従業員も七名存した。

【判旨】 1、「法人が客観的にみてその背後にある個人または法人と実質的に同一であると認められるときは当該法人の債務については背後にある個人または法人に責任を負わしめることが特定の団体または財團に法人格を認める法人目的、即ち、これらのものに社会的に価値ある有用な機能を果さしめ、社会の便宜と利益に資せしめる目的に合致するものというべきであろう。そして法人とその背後にある個人または法人との間において財産を混同し、業務活動、経理上の処理において混同することが反復継続して行われ、法人について法が要求している諸手続が無視されているというような場合は当該法人とその背後にある個人または法人とは実質的に同一であるとみるべきであろう。しかし、法人が実体上他の人格と区別せられて存立しているに拘わらず単に実際上一人の意のままに運営されているというだけで、かかる支配者が法人格を不当違法の目的で法人格を利用していらないのに当該法人の独立性を否定すべきではないと考える。」

2、「……右認定事実によれば、訴外会社Y₂は被告Y₁が主宰し、その意のままに運営されてきたものとみるのが相当である。しかしながら、Y₁が法人格を不当、違法な目的で利用してきたことを窺わしめるべき資料はなく、Y₁と右訴外会社Y₂との間に業務活動、経理処理の面において継続して混同されてきたあとを認めるべき証拠もない。してみると、Y₂が形骸化した法人格だと、Y₁が法人格を乱用していると断することはできないから、Y₂会社の法

人格は否定せらるべきだという原告の主張は採用できない。もつとも、Y₂において株式総会、取締役会が現実に開かれておったかどうか疑わしい面がある……が、このことだけで前記判断を左右することにはならない。」
判旨は、このように論じて、運送契約によるY₂の運賃債務につき、法人格否認の法理は認められないとした。
(但し、本件では、営業継続ができなくなることを予見すべきなのに安易に運送契約により運賃債務を負つたとして、商法二六六条ノ三によるY₂の運賃債務相当額の損害賠償義務をY₁に認めた。)

考 察

1、本事例では、「Y₂会社が、a、機関はほとんど機能せず、代表取締役Y₁が一人で営業全般を切りまわしている（事実2）、b、実質的に出資した複数社員の存する会社であり（1100株中、持株数はY₁100株、その他の四〇〇株、二〇〇株、一六〇株等であった）（事実1）、c、会社の営業活動も独立の営業所（銀座のビルの一〇階）、独立の従業員（七名）によって、Y₁の活動とは分別してなされていた（事実3）、」という会社であつたという事実関係において、意のままの支配はあるが、業務活動、経理処理の面での継続的混同の証拠はないから、形骸に該当するとはいえない、とされている。

本事例においては、業務、経理混同の証拠はないとされている。しかし、この内、業務混同証拠無しは、全くの白紙というのではなくて、Y₂の活動が独立の営業所（銀座ビル一〇階）及び従業員（七名）をもって行われており、Y₁の個人生活とは分離して行われていると認定してよい程であったことの反面として、業務混同の証拠は無いとされていると解され、このことが意のままの支配の存在にもかかわらず経理処理混同証拠無しとの認定に影響を与えているものと思われる。また、実質的複数社員の存在も、経理処理混同証拠無しの認定に影響をあたえているものと思われる。いずれにせよ、本事件では、意のままの支配は形骸の本質ではないとされているものと解せられる。

〔事例二二五〕（大阪地裁昭和四七年三月八日判決、タイムズ一七八号三二二頁）

【事実】 一、
1、（出資関係） 被告Y₂会社は、世界長ゴム製品、各種ゴム・ビニール製品の販売を目的として設立された、資本金四、九五〇万円の会社で、この内四、四五〇万円は被告Y₁会社によって出資されており、その余の出資者はY₁と利害を同じくする者であった。

2、（機関活動） イ、Y₁会社は、Y₂会社を含め、六販売会社を子会社として有していたが、これらの子会社の代表者の全員および役員の多くはY₁よりの出向社員であり、Y₂会社においても、昭和四三年当時、社員七二名中一割がY₁からの出向社員であり、又代表者及び支店長の殆んどがY₁からの出向社員で占められていた。

ロ、Y₁はY₂より毎月の営業報告書の提出を受け、必要に応じて自ら直接監査を行い、Y₂の代表者は、社員の異動、車両の購入、建物、社宅購入、賃借その他商取引以外の重要事項についてはY₁への稟議を必用とした。また、Y₁は、Y₂ら直系商事会社代表者の職務権限を逐一定めた規定を制定した（但し、代表者の裁量に委ねられた部分もあった）。また出向社員の給与は、Y₁とその労働組合の間の労働協約により、Y₁社員の給付を下回らないよう、Y₁からの決定通知により実施されたが、取締役報酬はY₂の取締役会で決定し、Y₂が支払った。

ハ、しかし、営業活動についてはY₁とY₂ら直系販売会社との間に特別の制約はなく、各販売会社は独立採算制を採っていた。又、Y₁の製品のみでは充分利益をあげ得ないため、他社製品の仕入、販売が取引高の五五パーセントにあたった。

ニ、Y₂の取締役会は各取締役である支店長会議をもってこれに代え、取締役会議事録を作成していたが、株主総会は開催されなかつた。

3、（営業活動） Y₂の社員は七二名存したが、その内一割はY₁からの出向社員であった。

4、(財産管理) Y₁、Y₂は昭和四三年一〇月、融通手形乱発事件(実被害額一億三〇〇〇万円)が発覚し整理に入つたが、Y₁からの異議提供金の資金を借り受け手形不渡処分を回避し、弁済資金を六〇〇〇万円借受け債務の一部を支払い、残債務を放棄する旨の示談を成立させて処理し、解散するにいたつた。

口、……一、二、ハ、

5、(その他) その後別にY₁直系会社を設立し(資本金一五〇〇万円中、Y₁が一〇〇〇万円、他を同商事従業員が出資)、Y₂の従業員、販売員を引き継ぎ営業している。

二、Y₂振り出しないし引受の手形につき、法人格否認の法理に基づき、Y₁に対しても訴求がなされた。

【判】「前示認定事実によれば、被告Y₁が原告Y₂の資本金のほぼ九割りを現実に保有し、他の少数株主もY₁と利益を同じくし(Y₂は実質上のいわゆる一人会社に近かつた事情が窺知される)、Y₂の代表者および役員の多くもY₁の出向社員によって占められ、順次これが交代させられ、その業務執行のうち商取引を除く重要事項についてはY₁へこれを委譲し、Y₁から直接の監査を受けるなど、資本、人事、業務面等においてY₂がY₁によって支配されている関係にあることが肯認できるけれども、その支配は右の限度に限られるものであり、Y₂はY₁とは別個独立的人的、物的組織を有し、Y₁からの商品の仕入を含む商取引はもとより、その余の業務執行もあくまでY₂の判断と責任においてなされていたものであつて(Y₂支店の商取引については、支店において独立採算制をとつていた)、Y₁とY₂との間にその組織、業務内容、会社財産等に関する混同のあつた事実は到底これを認め難いところである。もつとも、当時Y₂の株主総会が正式には開催されていなかつた事実が認められるけれども、右事実をもつてはY₂の独立性を否定することができず、その他Y₂が営利団体としての独立性を欠き、Y₁の一販売部門に過ぎないというような事実を認めることができないから、原告のY₂が法人格の形骸に過ぎない旨の主張はこれを採用できない。」

(なお、本件では、Y₂等の設立は全国的な販路拡張を計り、危険の分散、企業組織としての責任制による事業の

効率的運用を図るためであり、違法不当な目的に当らないとして、法人格の乱用もないとされた。また、民法七一五条に基づく使用者責任の予備的請求も失当とされた。)

考 察

1、事実及び判旨を総合して考えると、本事例では「a、Y₂会社は親会社Y₁のほとんど実質的全額出資の実質的一人会社であり（事実一、1）、b、人事その他営業活動以外の面での機関不機能とY₁の直接支配が存する（事実一、2、イ、ロ）けれども、c、営業活動においてはY₂の機関は実質的に機能し、独立の意思決定を行い（事実一、2、ハ、ニ）、d、Y₂の営業活動は、独立の多数の従業員（七二名中出向社員を除いても六四名は存在した）を通して分別独立して行われ（事実一、3）、かつ、e、独立採算制がとられる等不区分財産管理もない（事実一、4、ロ）」という「事実関係」において、形骸要件に該当しないとされたと解される。

2、事実一、4、イ、は、財産混同にあらずとされているが、それは次のよき意味と解し得る。即ち、Y₁の資産のみがY₂に移転し反対の資産の流れがなく、またY₂が整理に入った後にはじめて解散清算をスムースに行わせるためにY₁が援助したにすぎず、Y₁とY₂の資産の不区分充當とは捉えにくい、の意味と解される。（なお、本事例においては、法人格の主観的乱用もないとされているから、その基礎となり得る資産の一方的移転（収奪）とも捉えられていないものと思われる。即ち、本事例で問題となっているのはY₂の債権者との関係であるが、事実一、4、イ、はY₁からY₂への資産の移転であり、Y₂の債権者にとって利益になりこそすれば不利益にはならないものであるので、債務免脱目的の資産の一方的移転（収奪）という観点からも問題とされなかつたものと思われる。）

3、本事例では、Y₁のほとんど全額出資により設立されていても、営業関係での支配がなされず、かつ、業務、財産混同もない場合は形骸にあらずとされており、したがって、（ほとんど）全額出資という事実は、形骸の本質

ではなく、支配を推認せしめる要素にすぎないことを示すものと考えられる。

【事例二一六】（大阪地裁昭和四七年六月三〇日判決、タイムズ一八六号三六三頁）

【事実】 一、（設立動機） Y_2 会社の設立が税金軽減のためであったことを認めるに足りる証拠はない。

2、（出資関係） 株式会社 Y_2 は資本金一〇〇万円のうち、被告 Y_1 及び Y_2 が合計で金一五万円株を有し、他は親戚や知人が有していたが、これらの親戚や知人が名目株主であることの証拠はない。

3、（機関活動） Y_2 会社においては、被告 Y_1 が代表取締役、被告 Y_2 が取締役で、兄弟である両者がもっぱら Y_2 会社の事業の遂行にあたり、他に取締役及び監査役各一名がいたが、これらの者は非常勤で殆んど事業に関与していなかった。また、毎年定期に法律に従って株主総会を開催することは殆んどなかつたが、内整理の際には開かれた。

4、（営業活動） Y_2 会社は、大阪市西区……に営業所（建物の一部を他から賃借した間口二間、奥行八間の店で、裏に倉庫がある）を有していたが、他に営業所や工場はなく、従業員もいなかつた。この営業所には、「 Y_2 株式会社」なる看板兼標札が掲示され、入口のドアにもその旨の記載があり、納品書、請求書、領収書、支払手形等にはすべて Y_2 会社を表示していた。また、被告 Y_1 、 Y_2 は、 Y_2 会社の営業所とは相当離れた富田林市に自宅を有していた。

5、（財産管理） 被告 Y_1 、 Y_2 はその所有不動産等を Y_2 会社の債権者に担保として提供しているが、 Y_2 会社は法人としての資産や収支の整理をしていて、その財産が被告 Y_1 、 Y_2 の個人財産と混同されているようなことはなかつた。

6、（その他） Y_2 会社は昭和三八年頃一度倒産し、昭和四二年一月に再び倒産したが、これらの倒産時には、会社としてその所有資産等を整理して債権者に精算してきた。

二、原告はY₂会社振出の手形につき、法人格否認の法理に基づき、Y₁およびY₂に対し請求。

【判旨】「……右認定事実によると、本件手形振出当時においては、右Y₂会社は法人としての正常な組織活動を十分果しておらず、被告Y₁Y₂のみが実質上Y₂会社の経営全般を掌握してその遂行にあたっていたことが認められるが、Y₂会社の事業活動の全般から考察すると、Y₂会社は対内、対外的にもなお法人としての実体を有しておって、その取引が被告Y₁Y₂両名個人の取引と誤認されるおそれは殆んどないと考えられるから、本件の場合においては、法人格が全く形骸にすぎない場合であると断定することは困難であり、また、前記乱用にあたる場合であることを認めがたい。そうすると……原告の法人格否認の法理適用の主張も適用できない。」

考 察

1、判旨及び認定事実より、認定事実の全てが基礎となり形骸該当性が否定されているものと解される。即ち、Y₂会社は、a、その設立動機が税金対策の為等Y₁の一個人的設立動機によって設立されたとの証拠がなく（事実一、1）、b、実質的社員として少なくともY₁Y₂の複数株主が存し、他の株主も名目的であるとの証拠はなく（事実一、2）、c、機関はほとんど機能しないが、代表取締役Y₁と取締役Y₂の複数者支配が行われ（事実一、3）、d、小規模ながらY₁、Y₂の自宅とは相当離れた所に存するY₂の営業所であることを明示した独立の営業所において、Y₂を明確に表示した納品書、請求書、領収書、支払手形等を用いて、Y₁Y₂の個人生活とは分別されたY₂の営業活動を行い（事実一、4）、e、Y₂会社の財産とY₁Y₂の財産が不区分管理されるということもなかった（事実一、5）、という会社であった事実関係において、Y₂会社の形骸該当性が否定されたものと思われる。

2、事実一、5、において、Y₁Y₂の不動産がY₂会社の債務の担保に供されていることは、Y₁Y₂からY₂への資産の一方的移転（収奪）といえなくもないが、これは本事例で問題となるY₂の債権者との関係では利益となりこそすれ

不利益となるものではないので、この事実は法人格乱用の該当事実ともされなかつたものと解される。

3、事実一、3、は、機関不機能を示すが、Y₁Y₂の複数者支配は相互チェック機能の存在を示すものと捉えられているのではなかろうか。

4、判旨における、Y₂会社「の取引が被告Y₁Y₂両名個人の取引と誤認されるおそれは殆んどないと考えられるから」という記述は、Y₂会社は客観的に見てY₁Y₂両名個人の取引と誤認される恐れのない実体を有していたとの客観的事実を示すもので、本事例の法人格否認債権者が現実にY₁Y₂両名個人の取引と誤認しなかつたという、法人格否認債権者の個性に着目しているとは解すべきではあるまい。なぜならば、イ、判旨の記述は一般的、客観的であり（＝本事例の法人格否認債権者に誤認がなかつたとは言つていらない）、ロ、事実認定においても、法人格否認債権者にそのような誤認がなかつたという認定はなく、ハ、学説、判例の流れも、形骸要件は法人格否認債権者の個性に無関係とするからである。

〔事例〕一七（東京地裁昭和四八年一月二一八日判決、時報七〇六号八四頁）

【事実】 1、1、（出資関係） Y₂会社は、家庭電化製品、電気器具の販売を中心とする目的として、昭和三六年八月、資本金五〇万円、発行済株式一〇〇〇株で設立された。

2、（機關関係） 代表取締役はY₁およびY₁の妻、取締役はW、監査役はHと登記され、Y₁が経営全般を掌握し、その家族がこれを補助していた。

3、（営業関係） Y₂の本店は千代田区外神田……に存し、Y₁夫婦の住居は千葉県市川市……にある。Y₂の営業は専ら本店でなされ、従業員としては、自動車の運転をするもの二名、学生アルバイト二名であった。

4、（その他） Y₂会社は、東京相互銀行を取引銀行とし、Y₂の月商は昭和四二年頃は年間一〇〇〇万円位であつ

た。

二、「Y₂名義で振り出された手形の所持人たる原告Xが、支払い場所に呈示したところ支払を拒絶されたので、法人格否認の法理に基づきY₁に対して請求した。」

【判旨】 1、「ところで、法人がその名義をもつて約束手形の振出その他の取引等をなした場合においても、その法人格が全くの形骸にすぎない場合、またはかかる法人名義をもつて取引等をなすことが法律の適用を回避するため、乱用された場合においては、右法人名義をもつてなされた取引等をその実質的な事業主である個人がなしたものと同視して右個人に対し右取引等より生じた債務の履行を求めることがができるものと解されている。しかし法人が実体上他の人格と区別されて存在し、かつ前記のような事由が存しないのに拘わらず、単にその法人の組織が小規模であり法人としての通常の事業活動としては充分な評価がみとめられず、その運営が殆んど一人のものによって主宰されているという、いわば個人的企業の色彩が濃いといふのみでは、当該法人の独立性を否定し、法人格否認の法理を適用することはできないと解するのが相当である。」

2、「右認定事実によると、Y₂会社は小規模な組織でありY₁がその運営全般を主宰してきたものとみるのが相当である。しかしながらY₁が法人格を不当あるいは違法な目的で利用してきたと認めるに足る証拠はなく、Y₁とY₂会社との間で業務活動および経理処理の面において混同されてきたと認めるべき証拠もない。してみると、Y₂会社が形骸化した法人格だと、Y₁が法人格を乱用していると断ることはできない。よって訴外会社の法人格は否定せられるべきだという原告の主張は採用できない。」

判旨は、このように論じて、Y₂名義で振出した手形につきY₁に債務伸張することを認めなかつた。(なお、本件では、商法二六六条ノ三による責任もY₁につき否定されている。)

考 察

1、判旨より、「Y₂会社が、a、小規模組織であり、代表取締役Y₁が会社運営全般を主宰してきた（事実一、1、3、2）が、b、小規模ながら独立の営業所、従業員により、独立の会社取引を有する等、分別営業活動がなされ（したがって、業務混同の証拠はなく）（事実一、3）、かつ、c、不区分財産管理を認める証拠もない、というような会社であつた事実関係」では、形骸該当性は否定される、とされたものと解される。

2、本事例においても、背後者の支配は形骸の本質とされていないものと思われる。

〔事例一八〕（新潟地裁昭和五一年一二月二六日判決、タイムズ三六九号三八三頁）

【事実】 1、1、（出資関係） Y₂会社はY₁が個人で土木建築業を經營して来たのを昭和三八年頃株式会社組織にしたものであるが、Y₁の他、交友関係のあった被告Y₃、Y₄、Y₅、Y₆も発起人となることを承認し、更に株式を引き受けるとの応諾をなし、創立総会も開かれたが、当初の資本金三〇〇万円については見せ金による払込であり、後になされた七〇〇万円の増資も、現実の払込によるものでなかつた疑いが強い。

また設立に際してなされたY₁からの財産引受についても、定款記載及び検査役の調査、総会の特別決議等はなされていない。（財産引受の具体的な内容は、次の通りである。即ち、Y₂がY₁の個人営業資産を引継いたが、その際、Y₁所有の不動産は引継ぎの対象から除外し、これに伴い負債に対応する資産としては帳簿上Y₁に対する貸付金八九四万七八四一円を計上処理した。）

2、（機関活動） 役員関係は、Y₁が代表取締役、監査役として被告Y₃、Y₄が選任された。

Y₂会社の經營の実権はY₁の掌中にあつたが、株主総会、取締役会は、形式的ながら開かれていた。

3、（営業活動） 営業の規模も昭和四一年一二月には従業員七七名、完成工事高三億円強であった。

4、（財産管理） Y_2 会社の会計面での自主性ことに Y_1 個人との厳密な区別があり、混淆の起ることはなかつた。

5、（その他） Y_2 会社は昭和四三年七月倒産した。

二、「原告は Y_2 会社の売買代金債務につき、 Y_3 、 Y_4 、 Y_5 、 Y_6 、 Y_7 らに請求した。」

【判旨】「しかしながら、 Y_2 会社においては、形式的ながらも株主総会、取締役会が開催されたことがあり、営業活動は Y_1 個人とは別に Y_2 の名の下に会社形態及び会社の規模において現実に行われ、その経理も個人とは明確に区別され、会社の収支として記載されていたことは明示のとおりであるから、これらの事実に照らすと、末だ Y_2 の法人格が形骸に過ぎないとか、又は乱用された存在でこれに法人格を認めるにすれば会社制度を規制する商法等準拠すべき法律の目的から著しく逸脱して許されないと断ずるにはなお躊躇せざるを得ない。」

（それのみでなく、所謂法人格否認の法理は、会社即個人、個人即会社の実体で、個人企業の実質しか有しない会社がある場合に、その法人格を否認して背後に存在する実体たる個人に迫る法技術であるところ、 Y_2 の実権者は Y_1 個人であることは上にも認定したとおりで、かつまた原告会社らもかく認識していることはその主張自体から明らかであり、右法理適用の結果責任を負うべき者は Y_1 のみであつて同人を責任主体として目するのならば格別、いわば消極的に同人に協力した者というべき発起人・株主に過ぎない Y_3 、 Y_4 等の被告らに対し、それらの地位に名を連ねたことによる責任を追求する根拠とするには不適切であり、原告会社らの主張は更に特段の事由を付加するとかその構成を一段と工夫するのでなければ、にわかに採用しがたく、独自の見解に基づくものといわなければならぬ。」

1、判旨および認定事実より、「Y₂会社が、a、その經營上の実権はY₁にあつたが、複数の真正な株主から成り（事実一、1）、かつ形式的ながら株主総会、取締役会は開かれており（1、2）、b、營業活動も、会社の名のもとに、会社形態及び会社の規模（昭和四一年一二月においては、従業員七七名、完工工事高三億円強）で行われ（1、3）、Y₁の活動と分別されており、c、会計面でもY₁との厳密な区別があり混同の起ることはなく（事実一、4）、したがつて、分別財産管理がなされていたと考えられる」という会社であった」ことから、形骸に該当せずとされたと解される。

2、判旨は、なお、法人格否認の法理は実権者Y₁に対してはともかく、Y₁に消極的に協力したにすぎないY₃、Y₄等に対しても用いることはできない旨も併せて判示している。

〔事例〕一九（大阪高裁昭和五五年四月二四日判決、タイムズ四二五四号一五四頁）

【事実】1、1、（設立動機） Y₁は建築士で大工の父Aと建築業を営んでいたが、建築請負の入札については法人となる必要があつたので、昭和四六年株式会社Y₂を設立した。

2、（出資関係） Y₂会社の当初の資本金は金三〇〇万円であり、株主はY₁と弟Bが各二〇〇〇株、父Aが四〇〇株有し、その他の株主はY₁の妻C、Bの妻D、Y₁の姉婿及び伯母であつた。その後昭和四八年資本額は六〇〇万円となり、Y₁は五〇〇〇株、Bは四〇〇〇株、Aは八〇〇株保有するに至つた。

3、（機関活動） i、Y₂の取締役はY₁及びA、Bの三名で監査役はC、Dであつた。

ロ、Y₂はその名で入札し建築工事を請負い營業して來たが、Y₁及びBはY₂の業務に専念し、Y₁が設計等にあたり、下請工事に出しあるいは必要人員を集め、Bが現場で監督にあたり、記帳はCがあつていたが、Aは年齢の関係から營業にほとんど關係しなかつた。

ハ、しかし、株主総会、取締役会は開かれなかつた。

4、(営業活動) イ、Y₂はA所有でA及びY₁の居住する建物の一部に事務所をもうけたが、常勤の従業員はいなかつた。

ロ、……一、3、ロ、

5、(財産管理) イ、このY₂の事務所がもうけられたA所有の上記建物及びその敷地には、Y₂の債務の為の根抵当権が設定された。また、Y₂の資産としては機械装置、車両運搬具が主たるものであつた。

ロ、Y₂は一般建築業許可申請事項の変更があつたとき又は建設工事入札の為経営事項の審査を受ける時は、損益計算書等の必要書類を添付申請していた。

6、(その他) 給料はY₁及びBが基本給二〇万円、Aは七万円で、Cにもいくばくか支給されていた。

二、XはY₂会社振出の約束手形の所持人で、Y₂はXに対しこの手形金の支払い義務があつた。Xは、法人格否認の法理に基づき、Y₁に対してこの手形金の支払いを請求した。

【判旨】「右認定事実によると、(1) Y₂は知事の許可を受け、社会的にも法人として活動し、(2) Y₁一人の事業ではなく、Y₁とB兄弟が共同して經營にあたつてゐたものであり、(3) Y₁とBはY₂の役員として業務に専念し、個人的な業務を行うことなく、また個人財産とY₂の財産とが混同されていたとは認められないから、Y₂の実質が全くY₁の個人企業で、その法人格が全く形骸化したものであることはできない。Y₂が……同族会社で、株主総会等法に規定する手続が行われていると認められない事実も、右判断を左右するに足るものではない。」

考 察

1、判旨より、「Y₂会社において、a、株主総会、取締役会等は開かれなかつたが、取締役であるY₁及びBの複

数者支配があり（したがって、相互チェックが期待され）（事実一、3）、b、その名で入札する等社会的に法人として活動し、Y₁とBは業務に専念し個人的業務を行わず（したがって、Y₁の個人的業務と混同されない営業活動がなされ）（事実一、4、ロ）、c、A所有の資産がY₂の生活に充當されてはいるが、Y₁とY₂の間での不区分財産管理の証拠はなく（事実一、5、イ）、かえってY₂には損益計算書が作成される等分別財産管理が窺える（事実一、5、ロ），といふ「事実関係」において、Y₂会社は形骸要件に該当せずとされている。

2、本事例判旨では、Y₁、Bは個人事業を行わないことから、Y₂の営業活動とY₁の個人営業活動の混同はないことが強調されているようだが、他方、Y₁の居住する建物の一部がY₂の営業所とされ、常勤の従業員はないというのであるから（事実一、4、イ）、Y₂の建設現場以外の事務はY₁の居宅においてY₁及びB、Cが行っていたものと解され、したがって、Y₁の個人的生活とY₂の営業活動が不区分的に行われていたことが推認され得る。にもかかわらず形骸要件該当性が否定されるのは、Y₁、Bの共同經營による相互チェックの存在、及びY₁、Y₂間の不区分財産管理がないとされたことが大きく作用したものと解される。即ち、本事例では、不区分営業活動は形骸の本質とされていいものと解することができるようと思われる。

〔事例三〇〕（東京地裁昭和五五年八月二八日判決、タイムズ四二五号一六三頁）

【事実】 一、1、（出資関係） 株式会社Y₁（資本金一〇〇〇万円、代表者T個人が全株所有）は、昭和三九年四月、その全額出資により資本金一〇〇万円の株式会社Y₂を設立し、その後Y₁の全額出資によりY₂の資本金は四五〇万円に増額された。

2、（営業活動） Y₁とY₂は同一建物内に事務所を有し、代表者は共通（T）であり、またY₂の従業員の幹部はY₁の旧従業員であった。⁽¹⁾（なおY₂倒産時の従業員は三〇名であった。）

3、(財産管理) イ、しかし、両社の資産、経理内容は明確に区分され、資金の事実上の混同はなく、Y₂の株式も現実に払い込まれていた。

ロ、Y₁は昭和四〇年以降その全額出資により全国各地に販売会社を設立し、建物等を賃貸し、各地域に対する販売を担当させ、Y₂にはこれらの各販売会社に対する商品の供給を担当させたが、Y₂はY₁に対し商号権使用料（各地販売会社売上高の三ペーセント相当）、本店建物、什器備品の賃料（毎月九五万円）及び株式配当金（年平均五〇〇万円）を支払った。

ハ、なお、Y₁所有の不動産は、Y₁およびY₂の融資に対する担保として提供されており、ニ、また、昭和五一年七月三一日及び昭和五二年七月三一日のY₁およびY₂の決算においてY₁からY₂への貸金額に相違があるが、それは手形債務の会計上の処理の違いによるものであることが窺われる。

ホ、Y₁は取引銀行に対してY₂への融資の打診を受けたところ、銀行側から、Y₁のY₂に対する貸付額が過大すぎる旨の示唆を受けたところから、閉鎖した各販売会社に対して立退料名義で金員を支払いこれを源資として順次Y₂、Y₁に対する債務の支払いにあてY₁のY₂に対する貸金額を減額させることとした（債権放棄による減額は、税務上の障害から断念した）。しかし、ついに融資交渉はまとまらず、オイルショック以後の人事費増大、取引先の不渡倒産その他によりY₂の経営は悪化し、昭和五一年Y₂は倒産した。

4、(その他) Y₁は前記販売会社の外に多くの関連会社を有していたが、その殆どはY₂が倒産した後に実質的に稼動している。

二、Y₂の負担していた印刷代金債務につき、法人格否認の法理に基づき、Y₁に対して請求がなされた。

【判旨】「前記認定事実によれば、訴外Y₂は、その全株式を被告Y₁が所有するいわゆる一人会社であり、同一建物内に双方とも事務所を有し、代表者が共通であるほか、もとY₁従業員がY₂の幹部であるうえ、Y₁が通信販売事業

における中枢的地位を占め、Y₂を中心として各地に販売会社を設立して販路の拡張をはかり、Y₁においてY₂、販売会社から商標使用料、建物、什器備品等の賃料および株式配当金を受領する仕組みであつて、Y₁が資本、人事、業務面において、Y₂を管理、支配する関係にあつたものと解するのが相当である。しかしながら、Y₂は、Y₁とは別個の人的、物的組織を有しており、Y₁がY₂の金融につき、融資または担保提供等の面で、深くかかわっていたことは認められるものの、その間に組織、業務内容、財産および経理関係に混同があつたことを認めるに足る証拠はない、Y₂が當利会社としての独立性を欠き、Y₁の一営業部門にすぎないということはできないから、原告のY₂が法人格の形骸にすぎないとする主張は採用できない。」

(なお本件では、次のように論じて、法人格の乱用もないとされた。即ち)

1、Y₁が全株式を所有して、Y₂会社や前記各販売会社を設立したのは、通信販売事業の全国的販路の拡充をはかり、企業組織の分散による効率的な運営を目的とし、あわせて危険の分担をはかつたものであり、それ自体としては違法、不当の目的ということはできない。

2、Y₁がY₂や各販売会社から、商標使用料、建物、什器備品の賃料および株式配当金として、金員を收受しているが、これが法外な額のものであつたことを認めるに足りる証拠はない。

3、Y₁は多くの関連会社を有しているが、これらはY₂会社の倒産後に稼動しているものであつて、Y₂会社の倒産に関連してこれらの関連会社が乱用されたことをみとめるに足りる証拠はない。

4、前記、一、3、ホの事実は、親会社として商業道德上、Y₂会社のために銀行から融資を受ける条件を作出せざるを得なかつたためになされたものであつて、これをもつて直ちに法人格の乱用があつたということはできない。

5、Y₁においてY₂の倒産を意図的に作出したものといふこともできない。)

考 察

1、判旨より、本事例では、「Y₁のY₂支配はあるが、Y₁・Y₂間で不区分営業活動、不区分財産管理の証拠はない」から、Y₂は形骸に該当せざるとされている。

2、しかし、事実一、2、では、Y₁の事務所はY₂のそれと同一建物内にあり、代表者は共通、Y₂の従業員の幹部はY₁の旧従業員とされ、不区分営業活動が推認されるようにも思える。にもかかわらず、判旨がY₁・Y₂は別個的人的、物的組織を有するとしているのは、おそらく事務所が同一建物内にあるといつても階が異なる等、きちんと区別されており、またY₂の従業員も倒産時は三〇名いたというのであるからY₁の旧従業員でない従業員も多数いたのであろうと推察され、ここから独立の物的、人的組織による分別営業活動も推察され得、少なくとも不区分営業活動を認定すべき証拠は不足している、ということであろう。

3、また、事実一、3、イ、は明確に両者の資産、経理内容は区別されていた旨認定している。ただ、事実一、

3、ロ、はY₂からY₁への資産の流れを、また事実一、3、ハ、ホ、はY₁からY₂への資産の流れを示し、資産不区分充当を窺わせないでもないが、しかし、これらはいずれも合理的なもので、これだけでは不区分財産管理が行われているとはいえないとされた（事実一、3、ロ、の商号権使用料等は法外なものでなく、事実一、3、ホ、は親会社として商業道德上せざるをえなかつたものであり、いずれも合理的なものと解されている。事実一、3、ハ、については判旨は何も述べていないが、事実一、3、ホ、と同様に考えているか、または原告であるY₂債権者を害するものではないので無視したかの、いづれかであろうと思われる）。したがって、事実一、3、イ、を重視すれば、本事例では分別資産管理が認定されており、これが裏から不区分財産管理の証拠なしと表現されたものと解される。

4、本事例でも、支配は形骸の本質ではないことが示されていると思われる。

【事例三二】（東京地裁昭和五六年二月一三日判決、時報一〇一〇号八七頁）

【事實】 1、1、（出資關係） Y₂株式会社は、主としてゴルフ場の開発及び經營を目的として、A及びBが出資をし、昭和四七年一月設立された資本金五〇〇万円の会社であり、

2、（機關活動） イ、設立と同時にBが、昭和四八年五月Aがそれぞれ代表取締役（Bとの共同代表）に就任し、事務所を東京都神田……に置いた。

ロ、Y₂の代表取締役印、手形・小切手帳、預金通帳がY₁株式会社の専務取締役Dや同人の意を受けているY₂の取締役によって保管されており、Y₂の代表取締役が業務を執行し、同社の金員を支出するには、Dの決済を要したが、これはY₁のY₂に対する貸付金債権を保全するため、これらの融資金が適正に支出されることを監視する方法として行われたものであった。

ハ、Y₁はA、BからそのY₂の株券の引渡を受けたが、これも貸付の担保として引き渡されたものであった。

3、（営業活動） Y₁はY₂が作成・配布した本件ゴルフクラブのパンフレットに関係会社としてY₁の名を記載することを承認し、又、Y₂が会員券販売代行業者を集めて開催した説明会に、Y₁の専務取締役Dが出席して「Y₁も本件ゴルフ場の建設に協力している」旨を話したりして、Y₂の営業活動に協力し、また、Y₁又はその関連会社の事務室の一画をY₂の事務所として使用させていた。

4、（財産管理） イ、Y₁はY₂に対しても額の融資をおこなった（昭和五〇年三月までに四億数千万円）が、これはY₂に対する貸付金として支出されている。

ロ、Y₁はY₂が本件ゴルフ場用地として買い受けた土地につきY₁名義に所有權移転登記を経由しているが、これはY₁のY₂に対する貸付の担保のためであった。

ハ、 Y_2 の得たゴルフ会員券販売代金（二億九一〇〇万円）は Y_2 の預金口座に入金されていた。

二、本件ゴルフ場の建設が不可能となつたので、Xらは、 Y_2 との間のゴルフクラブ入会契約を解除し、法人格否認の法理に基づき、 Y_1 に対して入会金の返還を請求した。

【判旨】 判旨は大略次のように論じて、請求を棄却した。

1、前記認定事実に基づいて判断するに、前記4、の事実は Y_1 と Y_2 の財産が混同していることの証左とはいえない、他に財産混同の事実を認めるに足りる証拠はない。また、前記4、の事実に照らせば、 Y_1 と Y_2 との間に收支の区別が欠如していたということもできない。また、前記3、の事実から、 Y_1 と Y_2 の業務活動が混同しているものと認めることはできず、他に業務混同を認めるに足りる証拠はない。また、前記2、の事実からは、 Y_2 の業務活動、経理はこの事実の限度において Y_1 の管理下にあつたものといわなければならないが、しかしこれにより Y_1 が Y_2 の經營を自己の經營と同様に完全に支配したものということができず、他にこの事実を認めるに足りる証拠はない。

2、「以上、要するに、被告 Y_1 は Y_2 に対して多額の融資を行つたため、貸付債権保全の目的から Y_2 の業務活動、経理についてある程度の管理を行つたが、 Y_1 と Y_2 との間には、財産・業務活動の混同、収支に関する区別の欠如をみることができず、また、 Y_1 が Y_2 の営業を Y_1 の営業と実質的に同一視できるほどに支配したという関係を認めることができないから、本件ゴルフ場に関する事業を実質上 Y_1 の事業であるとして、右事業に関する債務も Y_1 に属するという原告の主張はこれを採用することができない。」

考 察

1、判旨より、本事例では、「事実1、2、1、3、1、4、はそれぞれ、a、意のままの支配、b、不区分営業活動、c、不区分財産管理、とはいはず、他にこれらの存在を示す証拠もない」から、形骸にあらず、とされて

いると解される。

2、本事例では、実質的複数社員の存在が認定されている（事実一、一）が、これにつき判旨は明示的に触れてはいない。しかし、これも、Y₁の意のままの支配を否定する一つの根拠となつてゐるものと思われる。

〔事例三二〕（東京地裁昭和五八年四月一八日判決、時報一〇八七号九四頁）

【事実】 1、1、（出資関係） 被告Y₁株式会社は、その傘下に、訴外会社Y₂をはじめ一二社にも及ぶ類似商号の別会社を設立し、いわゆるサンポウグループを形成していた。

Y₁は昭和四六年一月二七日資本金三〇〇万円で訴外Y₂株式会社を設立し、その後資本金を一〇〇〇万円に増資したが、Y₂の株式はすべてY₁が保有している。

2、（機関活動） イ、Y₂の役員は設立当時から昭和五一年六月頃までは全員がY₁の役員で構成され、かつ代表取締役および監査役は両社共通であり、その後も、Y₂の役員七名中六名がY₁の役員で構成されていた（但し、Y₂の代表取締役にはY₁の平取締役が就任するに至つた）。

（以上より、Y₁はY₂に対し、資本及び人的つながりを通じて支配し得る地位にあつた、と認定された。）

ロ、Y₁Y₂及びサンポウグループの他の四社計六社は、毎月資金連絡会議を開催していくが、Y₁がサンポウグループ内の資金繰りを統一的に決定していたと推認する証拠はなく、Y₂会社の破産申立は、Y₁の同意を得た上でY₂の取締役会で決定されたが、自己破産申立の決定をするのもやむを得ない客観的状況においてなされたものであり、Y₁が主動的に決定したという推認はできず、それを認めるに足る証拠もなく、結局、Y₁がY₂の運営に関する重要な事項及び基本方針をすべて現実に決定していたことを認めるに足りる証拠はなかつた。

3、（営業活動） イ、昭和五一年六月頃からは、Y₁とY₂その他のサンポウグループ各社との人事交流はほとんど

なくなり、従業員の所属も明確となり、新規採用も Y_2 独自の立場で行っていた。

Y_2 の就業規則は Y_1 のそれとほぼ同内容であったが、 Y_2 がそれを準用した訳ではなく、出勤時刻等は異なっていた。

Y_2 は昭和五二年六月以降は、編集部、総務部（経理課）等の独自の該部門を備えるに至った。

Y_2 には独自の社用封筒があり独自の電話を有していた。

Y_1 と Y_2 の営業所は同一建物内にあったが、 Y_1 は七階 Y_2 は九階を専用に使用し、建物所有者たるサンポウビルとそれぞれ独自に賃貸借契約を締結し、賃料を支払っていた。

（但し、 Y_2 とグループ中の一社は三箇所の倉庫を共用していた。）

口、 Y_2 は昭和五二年六月頃からは、 Y_1 と事業目的を共通にするとはいえた。

ハ、 Y_2 の労働組合は Y_2 の代表取締役を交渉相手とし、妥結した賃上げ率、賞与等は Y_1 と異なっていた。
ニ、……事実一、2、イ、

4、（財産管理）イ、 Y_1 と Y_2 は決算期、取引銀行、従業員の賃金、賞与等について相違があり、 Y_2 は別個の賃借対照表を作成し、 Y_2 は Y_1 とは独立して経理、財産の管理をしている。

（但し、 Y_1 及びグループ中の二社（ Y_2 ではない）の所有する不動産に、サンポウグループ各社を債務者とする担保権が多数設定されている。）

口、 Y_2 会社が譲り受けた倉庫在庫商品について、火災保険契約の当事者を Y_1 から Y_2 に変更しなかつたが、これは保険契約の残存期間がわずかに約一箇月であったため、満期後に新たに契約を更新する予定であったからであつた。

ハ、 Y_1 Y_2 間に収支の混同があつたことを認めるに足りる証拠もない。

5、(その他) Y_2 会社破産後、同社従業員の再雇用のため、 Y_1 およびサンボウグループ七社が出資して昭和五五年七月資本金一〇〇〇万円の株式会社が設立された。

二、原告は、昭和五三年八月頃締結された原稿作成契約に基づき Y_2 会社に対して有していた原稿料債権を、法人格否認の法理に基づき Y_1 に対して請求した。

【判旨】「以上認定した事実を総合すれば、 Y_1 は Y_2 を支配し得る地位にあるものの、現実に同社を支配、管理しているとまでは認められず、また、組織、財産及び業務活動等についても混同が生じているとは認められない。したがって、 Y_2 の法人格が形骸化しているとは認められないものであって、法人格の形骸化を理由とする原告らの法人格否認の主張は失当である。」

(なお、 Y_1 は Y_2 を設立の必要もないのに設立し、営業譲渡を通して Y_1 の負債を Y_2 に転化し、 Y_2 を計画的に倒産させたのだから(債務潜脱を目的とする)法人格の乱用があるとの主張に対しては、負債転化、計画倒産および債務潜脱の事実は推認できず、したがって法人格の乱用は認められないとされた。)

考 察

1、判旨より、「 Y_2 会社において、a、実質的機關不機能と背後の直接支配の証拠はなく(事実1、2、ロ)、b、役員に共通性は見られるが(事実1、2、イ)、 Y_2 会社は独立の従業員、編集部、総務部(経理課)、営業所、電話、封筒、等の、独立の人的、物的施設、組織を有し、事業目的も独自のものであった等、 Y_2 の営業活動は Y_1 の営業活動とは分別されており(事実1、3)、c、 Y_2 は別個の貸借対照表を作成し、独立の経理、財産の管理をなす等、財産も分別管理がなされている(事実1、4)こと」から、形骸要件に該当せざるとされたと解される。

(四) 金銭債務伸張型形骸事例と金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型形骸事例の、事実関係の類似性および法律効果の本質的同一性

1、事実関係の類似性

上記（一）～（三）で検討したところにより、次のことが判る。即ち、金銭債務伸張型形骸事例および金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型形骸事例のうち、

（1） 法人格形骸化が認められた事例においては、形骸認定の基礎事実（形骸要件該当事実または間接事実）として、

イ、一個人的設立動機（税金対策、金融を受ける為等）

ロ、一人会社または実質的一人会社（実質的一人全額出資と薦入形社員の利用）

ハ、機関不機能（株主総会・取締役会不開催、名目取締役等）と、背後者の、機関を通さない直接支配または代表機関等としての意のままの支配

ニ、不区分営業活動（a、営業所、電話、従業員等の人的、物的施設の共通、b、指揮者の共通、c、類似商号使用、d、類似営業目的、等による、会社と背後者（又は他の関連会社）の活動・行為の混然融合）
ホ、不区分財産管理（A）資産不区分充當、および（B）収支不区分会計⁽¹⁾

ヘ、その他（みせ金、無資力、取引相手の信頼等）
等の事実が認定されており、また

（2） 法人格形骸化が認められなかつた事例においては、その基礎として、上記イ、ロ、の多くにつき証拠無しとされ、または、積極的に、

ト、実質的複数者出資（実質的複数社員）

チ、機関実質機能と、背後者の、直接支配または機関としての意のままの支配不在

リ、分別営業活動（独立の、人的・物的施設、指揮者、商号及び営業目的等による、分別活動の存在）

ヌ、分別財産管理（資産分別充当、収支分別会計）

等が認定されている。

そして、概述すれば、上記イ、シホ、（特にロ、シホ）の多くが認められると法人格形骸化が否定され、イ、シホ、の多くが否定される（＝ト、シヌ、の多くが積極的に認定され、またはイ、シホ、の多くがその積極的証拠無しとされる）と法人格形骸化が否定されている、と言える。即ち、金銭債務伸張型形骸事例と金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型形骸事例においては、イ、シホ、の全部集まつた生活關係を理想形とし、それに近い生活關係が法人格否認の法理の適用対象として捉えられていると言える。換言すれば、「1、会社の設立が複数の社員への利益分配ではなくて、税金対策の為、融資を受ける為等、背後者の一個人的設立動機により行われ、2、背後者が全額出資し、（または実質的に全額出資し、わら人形社員を用いて）、会社を設立し、3、株主総会・取締役会不開催、取締役が名目にすぎない等、会社の機関が実質的に機能せず、背後者の、機関を通さぬ直接支配または代表機関等としての意のままの支配がなされ、4、会社と背後者（又は他の関連会社）それぞれの活動・行為が共通の場所で、共通の指揮者、共通の従業員により、類似商号を用い、類似営業目的をもつて混然と行われ、5、会社と背後者（または他の関連会社）間で、（a、一方の財産の、他方による使用・消費・取得、他方の債務支払いへの充当、他方の債務の為の担保化、b、他方の債務の為の手形振出、c、他方の生活の為の債務負担等が、相互交錯的に行われる等）、双方の資産が双方の生活の為に一括・不区分的に充当されており、かつ収支も明確に分別して計算・把握（会計処理）されていず、一括・不区分的に計算・把握されているにすぎない、という状況を理想形と

する生活関係」がこれらの事例における適用対象となつてゐることが判る⁽²⁾。そして、このことは金銭債務伸張型形骸事例でも金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型形骸事例でも変わらないのである。〔「事例一九」、「事例二〇〕と他の諸事例を比較せよ)。

かくして、金銭債務伸張型形骸事例及び金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型形骸事例においては、(1) 金銭債務伸張型形骸事例の諸事例間では勿論のこと(しかも、イ、会社債権者サイドからの法人格否認が認められた事例と、ロ、逆に背後者の債権者サイドからの法人格否認が認められた事例とを問わない)、(2) これらの事例と金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型形骸事例との間においても、上記の意味で適用事実関係が著しく類似しているといえ、したがつてまた、これらの諸事例における事実関係を本質を同じくするものと合理的に捉え得る蓋然性が高いといえる。

(1) ……第二、二、注(1)(2)(3) (本稿三九頁) 参照

(2) 別の見方をすると、これらの事例は、形骸要件該当事実として、一、イ、一人会社または実質的一人会社、と、ロ、機関不機能及び背後者の直接支配または機関としての意のままの支配、の一方または双方のみが認定されている事例(例えば、「事例一」、「事例五」、「事例二」、「事例一六」、「事例一九」等)、と、2、上記イ、およびロ、の一方または双方の外に、ハ、不区分営業活動及び、ニ、不区分財産管理の、一方または双方が認定されている事例(例えば、「事例三」、「事例四」、「事例六」、「事例七」、「事例八」、「事例九」、「事例一〇」、「事例一一」、「事例一二」、「事例一四」、「事例一五」、「事例一七」、「事例一八」、「事例一〇」等)の二種類に分かれるに注意すべきである。(なお、「事例一二」では、形骸要件該当事実として、上記ハ、のみが認定されている。)

2、法律効果の本質的同一性

(1) 法人格否認債権者のための責任財産の拡大(排他的責任財産性の否定)

形骸に基づく、金銭債務伸張型法人格否認の法理および金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理の法律効果の本質は、先ず第一に、法人格否認により金銭債務を伸張され又は第三者異議の訴えを棄却される者（＝背後者または会社）の財産の排他的責任財産性の否定による、法人格否認債権者の為の責任財産の拡大と捉えることができると思われる。即ち、

イ、まず形骸に基づく金銭債務伸張型法人格否認の法理であるが、既に前記諸事例において見たごとく、この法理においては、その法律効果として、会社Aと背後者（又は他の関連会社）B間で、法人格異別性の否認に基づき、Aの金銭債務がBに伸張し又はBの金銭債務がAに伸張することになるが、AB間で金銭債務が伸張するということは、結局、当該金銭債務の責任財産が拡大するということである。換言すれば、AまたはBの財産の排他的責任財産性（＝AまたはBの財産はAまたはBそれぞれの債権者のための排他的責任財産であること）を否定し、AまたはBの財産をAまたはBの従来の債権者と当該法人格否認債権者との共同の責任財産にすることを本質とするものと思われる。例えば、会社Aの法人格異別性を否認して会社Aの金銭債務を背後者Bに伸張させる場合、会社Aの金銭債務は、会社Aの財産から満足を得ることができない場合でも、まず、イ、背後者Bに伸張した背後者Bの債務を通じて（または背後者Bの債務として）背後者Bの任意弁済により満足し得ることになるが、背後者Bの任意弁済は通常背後者Bの財産によりなされる。次に、ロ、背後者Bの任意弁済がない場合は、会社Aの金銭債務は、背後者Bに伸張した背後者Bの債務を通じて（または背後者Bの債務として）背後者Bの財産への強制執行により満足することになる。すなわち、会社Aの金銭債務の背後者Bへの伸張により、会社Aの金銭債務は、会社Aの財産から満足を得ることができない場合でも、背後者Bの債務を通じて（または背後者Bの債務として）任意的、強制的に背後者Bの財産により満足される状態が作り出されることになる。これは、実質的にみれば、背後者Bの財産が会社Aの金銭債務の責任財産となることに外ならない。すなわち、背後者Bの財産の背後者Bの債権者

のための排他的責任財産性が否定され、背後者Bの財産が（背後者Bの債権者のための責任財産であると同時に）法人格否認を主張した会社Aの金銭債権者のための責任財産ともなるのである。会社Aの法人格異別性を否認して背後者Bの金銭債務を会社Aに伸張させる場合、および複数の関連会社A・B間でそれぞれの金銭債務が他方に伸張する場合も、同様に考えることができる。⁽¹⁾⁽²⁾

ロ、次に金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理であるが、これは、既に見たように、法人格異別性の否認に基づき、会社Aの債権者が会社Aに対する債務名義により背後者（または他の関連会社）Bの財産に対して金銭執行するのに対しBが第三者異議の訴えを起こした場合この訴えを棄却し、又はBの債権者がBに対する債務名義により会社Aの財産に金銭執行するのに対して提起される会社Aの第三者異議の訴えを棄却するものであるが、この場合の否認の効果の本質も同様に解すことができる。即ち、例えば、会社Aの金銭債権者が会社Aに対する債務名義により背後者Bの財産に対して強制執行する際に背後者Bの第三者異議の訴えが棄却される場合、これは背後者Bの財産が（背後者Bの債権者のための責任財産であると同時に）法人格否認を主張した会社Aの金銭債権者のための責任財産となることにはならない。背後者Bの債権者が背後者Bに対する債務名義により会社Aの財産に強制執行するのに対する会社Aの第三者異議の訴えが棄却される場合も、同様に考えることができる。⁽³⁾

ハ、かくして金銭債務伸張型法人格否認の法理も金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理とともに、その効果の本質は、法人格否認債権者との関係での責任財産の拡大（又は排他的責任財産性の否定）という意味で、等しいことが出来ると思われる。

(2) 法人格否認債権者と同サイドの金銭債権者の全ての者との関係での、責任財産の拡大（ないし排他的の責任財産性の否定）

上述したところより、形骸に基づく、金銭債務伸張型法人格否認の法理および金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理は、当該法人格否認債権者の為の責任財産の拡大（排他的責任財産性の否定）という意味で法律効果を同じぐするといえるが、さらに次の点に注意すべきである。即ち、前記諸形骸事例では、法人格否認を主張した債権者の個性に着目した事実はほとんど認定されていらず、形骸要件は法人格否認債権者の個性に無関係であることが推察され⁽⁴⁾、また学説も、形骸要件は法人格否認債権者の個性に關係のない画一的事実である旨を説いていることである。⁽⁵⁾

かくして、上記事例では、法人格否認による責任財産の拡大（排他的責任財産性の否定）を主張し得る者は各事例において法人格否認を主張した当該債権者に限らない、ということになる筈である。問題はどの範囲の債権者まで法人格否認を主張し得るかであるが、少なくとも、各事例の法人格否認債権者と同サイドの金銭債権者は全て法人格否認の主張を認められる筈である（＝法人格否認の主張を認められた金銭債権者が会社Aの債権者である場合は会社Aの全ての金銭債権者が、また法人格否認の主張を認められた金銭債権者が背後者（または他の関連会社）Bの債権者である場合は背後者（または他の関連会社）Bの全ての金銭債権者が、同様に法人格否認の主張を認められるべきである）。なぜならば、前記諸事例における事実関係に着目する限り、これらの債権者は全て、法人格否認の主張を認められた債権者と条件は同じ筈であるからである。かくして、上記二型の形骸事例における法人格否認の効果の本質は、少なくとも法人格否認債権者と同サイドの全ての金銭債権者との関係での責任財産の拡大（＝排他的責任財産性の否定）と捉えることが出来ることになろう。

(3) 法人格否認債権者と逆サイドの金銭債権者も含めた、会社A及び背後者（または他の関連会社）Bの全ての金銭債権者との関係での、責任財産の拡大（なしし排他的責任財産性の否定）＝会社Aおよび背後者（または他の関連会社）B双方の財産の、双方の全ての金銭債権者の為の、共同責任財産化

問題は、法人格否認の主張を認められた金銭債権者と逆サイドの金銭債権者（＝法人格否認の主張を認められた者が会社Aの金銭債権者であった場合における背後者（または他の関連会社）Bの金銭債権者、および法人格否認の主張を認められた者が背後者（または他の関連会社）Bの金銭債権者であった場合における会社Aの金銭債権者）も、法人格否認により責任財産を拡大し得るかである。

A、この問題に関しては、次の点に注意すべきである。即ち、

イ、前記形骸事例では、会社債権者の法人格否認主張により会社の金銭債務が背後者に伸張しまだ背後者の第三者異議の訴えが棄却される事例が大部分であるが、逆方向の形骸事例、即ち、背後者の債権者の法人格否認主張により背後者の金銭債務が会社に伸張し又は会社の第三者異議の訴えが棄却される事例も存すること⁽⁶⁾

ロ、これらの会社債権者サイドからの法人格否認の主張を認める形骸事例における事実関係と、背後者の債権者サイドからの法人格否認の主張を認める形骸事例における事実関係とは、これらの形骸事例において、同じく形骸という要件に該当するものと捉えられている以上、（同一の内包と）同一の効果を有するものと捉えられている蓋然性が大きいこと

かくして、上記イ、ロ、を合わせ考えれば、形骸の効果として、会社A及び背後者（又は他の関連会社）B両サイドの金銭債権者全員からの法人格否認が許されることになるものと考え得る。即ち、形骸の効果の本質は、会社Aおよび背後者（または他の関連会社）Bの全ての金銭債権者との関係での責任財産の拡大（＝排他的責任財産性の否定）ということになろう。換言すれば、形骸の効果の本質は、会社Aおよび背後者（または他の関連会社）B双方の全ての金銭債権者が、法人格否認により、双方の財産を自己の為の責任財産となし得ること＝会社Aおよび背後者（または他の関連会社）B双方の財産が双方の全ての金銭債権者の為の共同責任財産となること、であるといふことになろう。

B、もつとも、上記イ、ロ、を考慮しても、他の考え方をする余地はある。即ち、前記諸事例において財産管理の具体的な内容が資産の一方的移転（ないし収奪）と捉えられる場合もあり、この点を重視すれば、これらの形骸事例における法人格否認の法理を、「要件を形骸⁽⁷⁾」会社又は背後者の資産の一方的移転（収奪）とし、効果を資産を収奪される側（会社または背後者）の債権者のみが法人格否認により資産移転先の資産を自己のための共同責任財産となし得るものとする法理」と、解することもできなくはない。即ち、この意味でイ、会社債権者および背後者の債権者両サイドからする法人格否認事例の存在も、またロ、このいずれの側からの法人格否認事例においても効果が同じであることを説明し得るからである。（もつともこの場合でも、形骸要件を会社資産の背後者による収奪のみと捉えることは、背後者の金銭債権者からの法人格否認を認める事例の存在を説明できないから、採ることはできない。あくまでも、会社、背後者を問わず、一方的資産移転（収奪）と捉える外はない。）

しかしながら、上記イ、ロ、に更に、以下の事情を合わせ考へると、このような考えは採れないことになると思われる。即ち、

ハ、法人格否認の法理に関するリーディング・ケースとなつた最高裁昭和四四年一月二七日判決（民集二三卷一号五一頁）においては、法人格が形骸化した場合、会社の取引相手が会社名義でなされた取引を背後者の行為と認めることも、逆に、背後者の取引相手が背後者の個人的名義でなされた行為を会社の行為と認めることも、いざれもできるとされていること⁽⁸⁾、

ニ、背後者の債権者サイドからの法人格否認主張を認めた形骸事例では、背後者から会社への資産の一方的移転（収奪）と捉えることのできる事実はほとんど認定されていず、また、わずかに存する場合も、それは法人格乱用の基礎として捉えられており、形骸の基礎とは捉えられていない。したがつて、これらの事例において、形骸要件を背後者から会社への資産の一方的移転（収奪）と捉えることは困難と思われること⁽⁹⁾。

ホ、逆に、会社債権者サイドからの法人格否認事例においては、一見、会社から背後者（又は他の関連会社）への資産の一方的移転（ないし収奪）と捉え得るよう見える事実がかなり認定されているが、良く検討してみると、これらの事実は、あるいは、①資産不区分充當の一側面と捉えられているにすぎず、あるいは、②形骸要件該当性の判断の基礎とはされていないと考えられ、これらの事例において形骸要件を会社から背後者への資産の一方的移転（収奪）と捉えることは困難であること。⁽¹⁹⁾

ハ、資産の一方的移転（ないし収奪）はむしろ債務免脱目的の法人格の主觀的乱用と捉える事例が多く、形骸と捉えられていると解することは疑問であること、および、ト、上記事例の多くおよび多くの学説においては形骸＝実質的個人企業とされているが、形骸＝実質的個人企業とは結局、「法人格異別性を認めるための条件欠如」という観点からみて個人企業と類似した性質を有しているもの」という意味と思われるが、個人企業では企業主が自己の営む企業に充当した財産から一方的に財産収奪をはかるのは通常とはいはず、個人企業に多く見られるのはむしろ資産の不区分充當であるのが通常であること、等を合わせ考えれば、前記形骸事例における形骸要件を資産の一方的移転（収奪）と解し、その効果を、資産を収奪される側（会社または背後者）の債権者のみが法人格否認により資産移転先の資産を自己の為の共同責任財産となし得ること、と解することは無理であるように思われるのである。

シ、かくして、前記形骸事例における法人格否認の法理は、金銭債務伸張型及び金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型の両者を通じて、その効果として、会社および背後者（または他の関連会社）双方の金銭債権者全てが、法人格否認により自己の為に責任財産の拡大（ないし排他的責任財産性の否定）をなし得るものである、と解すべきことになろう。換言すれば、形骸の効果の本質を、会社および背後者（または他の関連会社）双方の全ての金銭債権者が会社および背後者（または他の関連会社）双方の財産を自己の責任財産となし得ること＝会社及び背後者

(または他の関連会社) 双方の財産が双方の全金銭債権者との関係で共同責任財産となること、と解すべきことになる。

(1)

形骸に基づく金銭債務伸張型法人格否認の法理と責任財産の拡大（＝排他的責任財産性の否定）……形骸に基づく法人格否認の法理により会社Aと背後者（または他の関連会社）B間で金銭債務が伸張するという場合、以下の二つの構成が考えられる。しかし、この場合、いずれの構成をとっても、形骸の効果の本質は責任財産の拡大（＝排他的責任財産性の否定）と捉えることができる。即ち、

1、まず第一の構成としては、金銭債務を生ぜしめた行為（例えば売買契約）に関する法人格異別性の否認により、会社と背後者（または他の関連会社）間で金銭債務が伸張するという構成が存する（これは、最高裁昭和四四年二月二七日判決以来の伝統的構成である）。この構成によれば、従来の金銭債務と、それが行為に関する法人格異別性の否認により他方に伸張して生じる、他方の金銭債務との、二つの金銭債務が存することになる。そしてこの場合、これらの二つの金銭債務は、同一の目的を達する為の二個の手段として、一方の満足により他方も満足することになる。例えば、会社Aと売主X間での売買契約によりAに代金債務が生じた場合、この売買契約に関するA会社と背後者（または他の関連会社）Bの法人格異別性の否認によりBにも代金債務が生じることになるが、A会社の代金債務は、Bの代金債務の任意的、強制的実現により、満足することになる。即ち、Aの金銭債務がAの財産により満足を得られない場合、Bの金銭債務のBの財産による任意的、強制的実現を通して、Aの金銭債務も満足することになる。これは、実質的に見れば、Bの財産がAの金銭債務の引当財産となること意外ならない。換言すれば、Bの財産のBの本来の債権者の為の排他的責任財産性が否定されて、Aの金銭債務の責任財産がそれだけ拡大することになる。（同じ構成により、Bの金銭債務がAに伸張する場合も同様に考えることができる。）

2、第二の構成として、金銭債務を生ぜしめた行為に関する法人格異別性の否認という中間項を通さずに、金銭債務の帰属そのものに関する法人格異別性の否認により、会社Aと背後者（または他の関連会社）B間で、一方の金銭債務即ち他方のそれ（＝金銭債務は一個）とする構成が考えられる（行為に関する法人格異別性が否認される旨を明示していない判決が見られるが、これらは、この構成をとっているとも解し得る。例えば「事例八」、「事例一〇」、「事例一四」、「事例一五」、「事例一八」等）。この構成の場合は、この結果、責任財産の拡大（排他的責任財産性の否定）が生じるの

はより明確である。即ち、例えば、Aの金銭債務の帰属に関するA・Bの法人格異別性の否認によりAの金銭債務即ちBのそれとされる場合、この金銭債務がAの債務としてAの財産により実現できない場合には、Bの債務としてBの財産により満足され得ることになる。(Bの金銭債務がAに伸張する場合も同様に考えることができる。)

(2) 最高裁昭和四四年二月二七日判決と責任財産の拡大……最高裁昭和四四年二月二七日判決(民集三三巻二号五一一頁)では、店舗の貸主と(店舗の借主である会社の)背後者との間で店舗明渡しの裁判上の和解が成立したにもかかわらず、背後者が、和解の効力は背後者個人とは別個の法主体である会社には及ばないから、個人として使用している四置半は明け渡すが会社の使用している部分は明け渡さないと主張したのに対し、形骸に基づく法人格否認の法理を適用し、貸主は背後者のなした和解を会社の行為と認め、店舗明け渡し債務を会社に伸張させることができるとされた。

a、本事例において、和解に関し法人格異別性を否認し、和解の効果たる店舗明け渡し債務を会社に伸張させることの主たる効果は、店舗の引渡執行の基礎たる債務名義(=店舗明け渡しを命ずる判断)の作出であると思われる。(本事例では、法人格異別性否認から直接、背後者の店舗明け渡し債務は即ち会社のそれである(=店舗明け渡し債務は一個で、これが背後者および会社に同時に帰属する)との構成をとらず、背後者の和解は即ち会社の和解という中間項を通して、会社に背後者の店舗明け渡し債務と別個の会社自身の店舗明け渡し債務を生ぜしめている(=店舗明け渡し債務は二個)。そしてこの場合、それぞれの店舗明け渡し債務の履行は他方の店舗明け渡し債務を満足させず、貸主は背後者・会社双方に店舗明け渡しをさせることができることになる(=背後者に対しては裁判上の和解調書に基づき、会社に対してもは判決に基づき、引渡執行をなし得る)。(この点、形骸に基づく法人格否認の法理により金銭債務が伸張する場合は、背後者または会社の一方の金銭債務の弁済が他方の金銭債務をも満足させることになるとの異なる。)即ち、本事例の法人格否認の法理のねらいの中心は、背後者および会社の双方に現実に店舗明け渡しをさせることにあるといい得る。)

b、しかし、店舗明け渡し債務の会社への伸張により付隨的に、さらに次のような効果も生じる。即ち、貸主が会社に対する債務名義を得て店舗引渡執行を完成させるまでの間、背後者が個人として使用している部分は明け渡すが会社として使用している部分は使用し続けると主張して店舗使用を継続するとき、それにより貸主に損害が生じることがあらうが、この損害賠償を会社に伸張された店舗明け渡し債務の債務不履行による損害の賠償として、会社に対して請求できることになる。(この店舗明け渡し債務の会社への伸張がなければ、背後者は自己個人としては店舗明け渡し債務

の履行をしていると主張するであろうから、背後者個人の店舗明け渡し債務の不履行を理由として損害賠償を取り立てにくいと思われるが、上記のように会社への店舗明け渡し債務の伸張により損害賠償取り立てが容易となるう。)

c、問題は責任財産の拡大、即ち、背後者の店舗明け渡し債務の引当財産の拡大がなされるかである。しかしこの場合、イ、まず背後者は個人としては店舗を明け渡したと主張するであろうから、背後者に店舗明け渡し債務の不履行による損害賠償債務が生じると構成し得るか疑問である。ロ、次に、背後者の店舗明け渡し債務不履行による背後者の損害賠償債務が生じると構成し得る場合（例えば、個人として使用している四疊半も明渡されない場合等）でも、背後者の店舗明け渡し債務と会社のそれは別個のものであり、それぞれの財産を責任財産とするだけであるから、背後者の店舗明け渡し債務の不履行による損害賠償債務につき、直接会社に請求しあるいは会社の財産に強制執行を行なうことはできない。この場合、問題は、会社に伸張した店舗明け渡し債務の不履行による会社の損害賠償債務の満足を通して、背後者の店舗明け渡し債務不履行に基づく損害賠償債務も満足することになるかである。背後者の個人としての店舗使用継続による貸主の損害と会社としての店舗使用継続による貸主の損害は必ずしも同一で重複するとはいえないと思われるが、重複する範囲では会社の損害賠償債務の満足により背後者の損害賠償債務も満足し、その限りで背後者の店舗明け渡し債務（の不履行による損害賠償債務）の責任財産が拡大したということになる。

以上、要するに、和解に関する法人格異別性否認により店舗明け渡し債務が会社に伸張した結果、a、貸主は店舗引渡し執行の為の債務名義を得て店舗の明け渡しを実現できることになり、かつ付隨的に、b、店舗明け渡し債務の不履行による損害賠償の請求が容易となり、かつ、c、店舗使用継続を背後者個人の店舗明け渡し債務の不履行であるとも構成でき、かつ、背後者の店舗使用継続による貸主の損害と会社の店舗使用継続による貸主の損害とが同一で重複するという限定された条件のもとでは、責任財産の拡大も生じることになる。

したがつて、法人格否認による店舗明け渡し債務の伸張の中心的効果は店舗引渡し執行のための債務名義の作出であり、責任財産の拡大は非常に限定された条件下でしか認められず、これは形骸に基づく、金銭債務伸張型および第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理の効果と本質を同じくするとはいえないであろう。

(3) 他の型の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理と責任財産の拡大……同じく形骸に基づく第三者異議の訴え棄却型形骸事例であっても、鹿児島地裁昭和四六年六月一七日判決（下級民集二二巻五・六合併号七〇二頁、時報六五一号八〇頁）のようなものは、その効果の本質を責任財産の拡大（排他的責任財産性の否定）と捉えることはできない。本

事例においては、Y所有地上に訴外Aが家屋を所有し食肉販売業を行っていたところ、A・Y間で家屋収去土地明渡のYの勝訴判決が確定し、Yはこれに基づき家屋収去の強制執行に着手した。これに対してX有限会社が家屋を賃借・占有していることを理由に第三者異議の訴えを提起したが、鹿児島地裁は、形骸に基づく法人格否認の法理により、Xの訴えを棄却した。このような事例においては家屋上のXの権利がYの債権の引当財産となる訳ではないから、このような事例における法人格否認の法理の効果の本質を責任財産の拡大（排他的責任財産性の否定）と捉えることはできない。

(4) 金銭債務伸張型形骸事例および金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型形骸事例における、法人格否認債権者の個性の不考慮……上記二型の形骸事例において法人格否認債権者の個性に関連し得る事実が認定されているのはせいぜい「事例三」、「事例四」、「事例六」、「事例一五」位であるが、検討してみると、これらの事例においても法人格否認債権者の個性が重要事実とされてはいないようである（[「事例三」考察2、「事例四」考察3、「事例六」考察3、「事例一五」考察2、参照]。（なお、「事例二六」考察4、「事例一」考察2、参照）

(5) 形骸要件と法人格否認債権者の個性、に関する学説……例えば、形骸要件を満たす為には、相手方が取引に際して、会社が実質的個人企業であることを知りそこに信頼をおいていたという外観信頼の事実は必要なく（奥山恒雄「いわゆる法人格否認の法理と実際」一八八頁）、また、相手方において主観的に当事者が会社か個人かにつき困惑することも必要でなく、客観的に迷ったという基礎的事実があれば足り（蓮井良憲「会社法人格否認」ジュリスト四五一号一〇一～一〇二頁）、あるいは、法人格の形骸化を要件とすると、法人の実体がないという画一的事実を基礎とするから、画一的に会社の法人としての存在自体を否認することになり、何人から何人に對してもいつでも法人格の消滅を主張し得ることにならざるを得なくな（り、それは当該の具体的法律関係についてだけ法人格がないものとして取扱うという一般条項としての法人格否認の法理の効果とは異なることになる）（田中誠二「法人格否認の法理再論」商事法務八八五号五頁）等と説かれている。

(6) 例え、「事例一七」大阪地裁昭和四七年一月二八日判決（タイムズ二九八号四一二頁、交通事故損害賠償債務の伸張）、「事例一八」大阪高裁昭和五六六年二月二七日判決（金判六三三号三二頁、手形債務の伸張）、「事例二〇」大阪地裁昭和四九年二月一三日判決（時報七三五号九九頁、背後者に対する債務名義で会社の財産に執行がなされたのに対する、会社の第三者異議の訴えの、棄却）はいずれも背後者から会社に債務または責任が伸張する事例である。

(7) ……注(9)(10)及び、第一、二注(1)(2)(3)（本稿三九頁）参照。

(8) 最高裁昭和四年二月二七日判決と形骸の効果……本事例においては、形骸の効果として、イ、原告が、背後者と裁判上の和解をした、背後者の債権者である場合、原告は法人格否認によりこの和解を会社の行為でもあると認めて、和解の効果を会社に対しても主張し得、また、ロ、原告が、会社と賃貸借契約をした、会社の債権者である場合、原告は法人格否認によりこの賃貸借契約は背後者の行為でもあると認めて、背後者に対しても賃料を請求し得ることになる、とされた。これは即ち、会社法人格が形骸化した場合、その効果として、背後者の債権者も、会社の債権者も共に法人格否認ができる事を示しているといえる。

もつとも、本事例は、ratio decidendiとしては金銭債務に関するものではなく店舗明渡債務に関するものであり、ここで理論が金銭債務伸張型及び金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型の形骸事例に当然に妥当するか疑問であるが、本事例でも、傍論的にではあっても金銭債務たる賃料債務にも触れられていることもあり、抽象理論として金銭債務に関する前記諸事例にも影響を与えていると思われる。

(9) 背後者の債権者の法人格否認により、金銭債務が背後者より会社に伸張しましたは、背後者債権者の金銭執行に対する会社の第三者異議の訴えが棄却された形骸事例と、資産の一方的移転（収奪）……背後者の債権者の法人格否認により、金銭債務が背後者より会社に伸張しましたは、背後者の債権者の金銭執行に対する会社の第三者異議の訴えが棄却された形骸事例としては前記「事例一七」、「事例一八」、「事例二〇」等があるが、「事例一七」（大阪地裁昭和四七年一月二八日判決、タイムズ二九八号四一二頁）では、直接には、財産管理に関する事実認定はなされていない。また、前記「事例一八」（大阪高裁昭和五六年二月二七日判決、金判六三三号三二頁）では、財産管理の内容たる具体的事實関係としては、大部分が資産不区分充當の一側面と捉えるべきものばかりであり（＝事実一、5、イ、ロ、ハ、ニ）、わずかに資産の一方的移転（収奪）と捉えられているもの（＝事実一、5、ホ）は、債務免脱の為の法人格乱用の基礎とされ、形骸の基礎とはされていない（同事例、考察1、2、参照）。また前記「事例二〇」（大阪地裁昭和四九年二月一三日判決、時報七三五号九九頁）では、財産管理の内容たる具体的事實関係（＝事実一、5、イ、ロ、ハ）は不区分財産管理としか捉えることが出来ない（同事例、考察1、参照）。したがって、これらの事例における財産管理の内容を背後者から会社への資産の一方的移転（収奪）と捉えることには無理がある。したがつてまた、これらの事例における形骸要件を資産の一方的移転（収奪）と捉えることは困難である。

- (10) 会社債権者の法人格否認により、金銭債務が会社より背後者に伸張しましたは、会社債権者の金銭執行に対する背後者の第三者異議の訴えが棄却された形骸事例と、資産の一方的移転（収奪）……会社の債権者の法人格否認により、金銭債務が会社より背後者に伸張しましたは、会社の債権者の金銭執行に対する背後者の第三者異議の訴えが棄却された形骸事例の中で、会社から背後者への資産の一方的移転（収奪）と捉え得るよう見える事実が認定されているものには、「事例一」、「事例四」、「事例六」、「事例七」、「事例八」、「事例九」、「事例一〇」、「事例一一」、「事例一六」等がある。この内「事例四」、「事例六」、「事例七」、「事例八」、「事例九」、「事例一〇」、「事例一一」においては、一見、資産の一方的移転（収奪）と捉え得るかのように見える事実が認定されているが、よく検討してみると、これ等は資産不区分充当の一側面に過ぎないと解される（「事例四」考察2、「事例六」考察4、「事例七」考察2、「事例九」考察2、「事例一〇」考察2、「事例一一」考察3、参照）。また、「事例二」、「事例一六」では、真に資産の一方的移転（収奪）と捉え得る事実が認定されているが、これは形骸要件該当性の判断において重視されてはいない（「事例二」考察3、「事例一六」考察2、参照）。
- (11) 資産の一方的移転（収奪）と法人格乱用事例……以下の事例では、資産の一方的移転（収奪）は法人格の主觀的乱用として捉えられており、法人格形骸化とは捉えられていない。
- 即ち、前記「事例二」（大阪地裁昭和四年五月一四日判決、時報五九八号七七頁）および「事例二」（福岡高裁昭和四九年七月二二日判決、時報七六〇号九五頁）では、「契約上の債務は会社に残しておきながら契約上の利益（賃貸借契約上の賃料、請負契約における建築家屋）は背後者が收奪した（＝資産の一方的移転（収奪）の場合」に、債務免脱目的の法人格の主觀的乱用に該当するとしている（「事例二」考察1、「事例二」考察1、参照）。
- また、前記「事例一六」（神戸地裁昭和五八年一〇月四日判決、タイムズ五一五号一六七頁）では、資産の一方的移転（収奪）である「会社Yの債権者Xには私的整理の通知もせずに会社Yの事務所、什器備品および在庫品を他の会社Yが引継いた事実（事実二、4）」が、債務免脱目的の法人格乱用該当事実と捉えられている（同事例、考察2、参考照）。また、前記「事例一八」（大阪高裁昭和五六年二月二七日判決、金判六三三号三二頁）は、「債務者たる背後者の所有地の会社への一方的移転の事実」を捉えて、同じく債務免脱の法人格乱用に該当するととしている（同事例、考察2、参考照）。（これらの事例においては、法人格乱用に該当するとされると同時に形骸にも該当するとされているが、資産の一方的移転（収奪）は形骸の基礎事実とはされていらず、別の事実が形骸の基礎として捉えられている。）

また、東京地裁昭和五〇年八月八日判決（時報七九九号九〇頁）、松江地裁昭和五〇年九月二二日判決（時報八〇七号九二頁）、大阪高裁昭和五四年一月二〇日判決（時報九六〇号五一頁）および東京地裁昭和五五年二月二〇日判決（時報九六六号一二頁）では、「Y₁会社が多くの負債を残したまま営業活動を停止し、何等の清算手続もとらずに事実上倒産し、その後、新会社Y₂を設立し、Y₁会社の役員、従業員等の人的組織の外、営業用財産をそのまま流用し、従来の営業活動を続けたという事實関係」のもとで、Y₁会社債務の免脱を目的とする法人格の乱用とされ、Y₁会社の金銭債務がY₂会社に伸張されているが、ここでは「清算手続をとらないY₁会社の営業財産のY₂会社への一方的移転（＝資産の一方的移転（收奪））の事実」が、重要事実とされているように思われる。

3、以上述べたところより、形骸に基づく、金銭債務伸張型法人格否認の法理および金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理は、その適用対象たる具体的生活關係が酷似し、かつ、本質的に同一の法律効果を有するものと考えられ、したがって、イ、同一の法律要件のもとに合理的に把握し得、かつロ、同一の機能を果していると捉え比較法的の考察の基礎となし得る、蓋然性が高いといえよう。

そこで、次に三以下で、上記した適用事実関係及び効果の本質との異同に着目して、上記一型の形骸に基づく法人格否認の法理と、他の種々の日、仮の法理・法規範との機能的同一性を検討し、比較対象の決定を行うことにする。

(1) 第二、一、注(9)(10)（本稿三七頁）参照。

(ひのうえ・あきら=本学教授)

八略語表

タイムズ=判例タイムズ、時報=判例時報、金判=金融商事判例